

令和 2 年 11 月 19 日
四国電力株式会社

伊方発電所第3号機

非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷
対策に係る設計及び工事計画認可申請書の補足説明資料

1. 概要

本資料は、非情報ディーゼル発電機に接続される電気盤の高エネルギーアーク損傷に係る対策工事（以下「H E A F 対策工事」という。）に係る設計及び工事計画認可申請書について、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の要求に関する整理及び設計及び工事計画更認可申請書に添付する書類に係る整理並びに設計及び工事計画認可申請書の記載事項について補足説明するものである。

2. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の要求に関する整理

H E A F 対策工事に係る設計及び工事計画認可申請書における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の要求についての検討結果を別紙1に示す。

3. 設計及び工事計画変更認可申請書に添付する書類

設計及び工事計画認可申請書に添付する書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2」にて要求されている。

H E A F 対策工事に係る設計及び工事計画認可申請書における添付書類の要否の検討結果を別紙2に示す。

4. 設計及び工事計画変更認可申請書の工事の方法の該当箇所

工事の方法は、工事手順、使用前事業者検査の方法、工事上の留意事項を、それぞれ施設、主要な耐圧部の溶接部、燃料体に区分し定めており、これら工事手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとしている。

また、工事の方法は、すべての施設を網羅するものとして作成しており、それを原子炉本体に記載し、その他施設については該当箇所を呼び込むことにしている。工事の方法のうち当該工事に該当する箇所を別紙3に示す。

5. 設計及び工事計画認可申請書の記載事項についての補足

設計及び工事計画認可申請書の記載事項のうちH E A F 対策に係る電気盤の設計について、補足説明を別紙4に示す。

伊方3号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(設計基準対象施設)

技術基準規則	適用条文	本工事の内容に 該当するもの	審査対象条文	理 由
〔第四百四〕 設計基準対象施設の定義	○	×	×	設計基準対象施設の定義については、平成28年3月23日付技術基準規則第180号第31号にて認可の工事計画において「既存施設計画」という、(1)に該当する技術基準規則で定めている。今回の工事は、DG-HED-A炉対応となる原子炉の電気発電及びEA-F炉に依存する冷却装置等に、以下の「対象対象施設」といいう、の該当する技術基準規則で定めているものではなく、設計基準対象施設の定義に該当する要素をもつものではないことから、審査対象外とならない。
〔第五条〕 地震による損傷の防止	○	×	×	地震による損傷の防止については、既存施設計画において技術基準への適合性が確認されている。今回の工事は、対象電気炉の設置場所等を変更するものではなく、未だによる損傷の防止に該当する要素をもつものではないことから、審査対象外とならない。
〔第六条〕 水害による損傷の防止	○	×	×	水害による損傷の防止については、既存施設計画において技術基準への適合性が確認されている。今回の工事は、対象電気炉の設置場所等を変更するものではなく、未だによる損傷の防止に該当する要素をもつものではないことから、審査対象外とならない。
〔第七条〕 燃料からの蒸発による損傷の防止	○	×	×	燃料からの蒸発による損傷の防止については、既存施設計画において技術基準への適合性が確認されている。今回の工事は、対象電気炉の設置場所等を変更するものではなく、燃料からの蒸発による損傷の防止に該当する要素をもつものではないことから、審査対象外とならない。
〔第八条〕 立ち入りの防止	○	×	×	立ち入りの防止については、既存施設計画において技術基準への適合性が確認されている。今回の工事は、対象電気炉の設置場所等を変更するものではなく、立ち入りの防止に該当する要素をもつものではないことから、審査対象外とならない。
〔第九条〕 外用原子炉施設への人の不法な侵入者の防止	○	×	×	外用原子炉施設への人の不法な侵入者の防止については、既存施設計画において技術基準への適合性が確認されている。今回の工事は、対象電気炉の設置場所等を変更するものではなく、外用原子炉施設への人の不法な侵入者の防止に該当する要素をもつものではないことから、審査対象外とならない。
〔第十条〕 危険物の防爆の防止	×	×	×	伊方発電所において危険物防爆規則に規定された所ではない。審査対象外とならない。
〔第十一条〕 火災による損傷の防止	○	×	×	火災による損傷の防止については、既存施設計画において適合性が確認されている。今回の工事は、対象電気炉の設置場所や取扱を行うものではなく、火災による損傷の防止に該当する要素をもつものではないことから、審査対象外とならない。
〔第十二条〕 外用原子炉の炉芯内における漏水等による損傷の防止	○	×	×	外用原子炉の炉芯内における漏水等による損傷の防止については、既存施設計画において適合性が確認されている。今回の工事は、対象電気炉の設置場所や取扱を行うものではなく、外用原子炉の炉芯内における漏水等による損傷の防止に該当する要素をもつものではないことから、審査対象外とならない。
〔第十三条〕 安全遮断装置等	○	×	×	安全遮断装置等については、既存施設計画において適合性が確認されている。今回の工事は、対象電気炉の設置場所等を変更するものではなく、安全遮断装置等による安全に該当する要素をもつものではないことから、審査対象外とならない。
〔第十四条〕 火災警報	○	○	○	火災警報については、既存施設計画において適合性が確認されている。今回の工事は、重要要員対策への取り組みに係る電気炉へ報知装置等を設置するものであり、技術基準への適合性を確認する必要があるため、審査対象外とならない。
〔第十五条〕 設計基準対象施設の撤去	○	○	○	設計基準対象施設の撤去については、既存施設計画において適合性が確認されている。今回の工事は、重要要員対策への取り組みに係る電気炉へ報知装置等を設置するものであり、技術基準への適合性を確認する必要があるため、審査対象外とならない。
〔第十六条〕 全交流動力電源喪失対策設備	×	×	×	全交流動力電源喪失対策設備に対する要求であり、対象電気炉は、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第十七条〕 材料及び構造	×	×	×	既存基準の技術中の高炉による爆発の防止に対する要求であり、対象電気炉は、既存基準の技術中の高炉による爆発、管、ポンプ、弁等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第十八条〕 使用中の高炉による爆発の防止	×	×	×	クラス高炉等の技術中の高炉による爆発の防止に対する要求であり、対象電気炉は、クラス高炉等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第十九条〕 高炉耐火材による損傷の防止	×	×	×	耐火材は、既存技術の供給者による損傷の防止に対する要求であり、対象電気炉は、耐火材及び技術者並びに炉内支持構造物、耐火材並びに一次炉内系統に係る管、管、ポンプ及び弁等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第二十条〕 安全弁等	×	×	×	安全弁等に対する要求であり、対象電気炉は、安全弁等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第二十一条〕 耐震試験等	×	×	×	クラス耐震等の技術中の高炉による爆発の防止に対する要求であり、対象電気炉は、クラス耐震等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第二十二条〕 耐震試験片	×	×	×	容器の中性子照射による損傷の防止に対する要求であり、対象電気炉は、耐震試験片に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第二十三条〕 炉心等	×	×	×	炉心等に対する要求であり、対象電気炉は、炉心等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第二十四条〕 耐震基盤	×	×	×	耐震基盤に対する要求であり、対象電気炉は、耐震基盤に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第二十五条〕 火災冷却材	×	×	×	火災冷却材に対する要求であり、対象電気炉は、火次冷却材に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第二十六条〕 既存炉の炉底吹除及び炉底洗浄	×	×	×	炉底洗浄の前回炉底吹除及び炉底洗浄に対する要求であり、対象電気炉は、既存炉の炉底吹除及び炉底洗浄に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第二十七条〕 既存炉の炉底吹除(圧カバウングリ)	×	×	×	炉底吹除(圧カバウングリ)に対する要求であり、対象電気炉は、既存炉の炉底吹除(圧カバウングリ)に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第二十八条〕 既存炉の炉底吹除(圧カバウングリ)の排氣装置等	×	×	×	既存炉の炉底吹除(圧カバウングリ)の排氣装置・吸出装置に対する要求であり、対象電気炉は、既存炉の炉底吹除(圧カバウングリ)の排氣装置・吸出装置に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第二十九条〕 火消用消防栓	×	×	×	火消用消防栓に対する要求であり、対象電気炉は、火消用消防栓に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第三十条〕 遮光外	×	×	×	遮光外に対する要求であり、対象電気炉は、遮光外に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第三十一条〕 耐火ケーブン	×	×	×	耐火ケーブンに対する要求であり、対象電気炉は、耐火ケーブンに該当しないため、審査対象外とならない。
〔第三十二条〕 耐火用炉心冷却装置	×	×	×	耐火用炉心冷却装置に対する要求であり、対象電気炉は、耐火用炉心冷却装置に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第三十三条〕 耐震耐震等	×	×	×	耐震耐震等に対する要求であり、対象電気炉は、耐震耐震等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第三十四条〕 耐震試験装置	×	×	×	耐震試験装置に対する要求であり、対象電気炉は、耐震試験装置に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第三十五条〕 安全警報装置	×	×	×	安全警報装置に対する要求であり、対象電気炉は、安全警報装置に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第三十六条〕 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	×	反応度制御系統及び原子炉停止系統に対する要求であり、対象電気炉は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第三十七条〕 制御装置装置	×	×	×	制御装置装置に対する要求であり、対象電気炉は、制御装置装置に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第三十八条〕 原子炉制御室等	×	×	×	原子炉制御室等に対する要求であり、対象電気炉は、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第三十九条〕 高炉炉底吹除等	×	×	×	高炉炉底吹除等に対する要求であり、対象電気炉は、高炉炉底吹除等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第四十条〕 既存炉底吹除等	×	×	×	既存炉底吹除等に対する要求であり、対象電気炉は、既存炉底吹除等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第四十一条〕 既存炉底吹除による汚染の防止	×	×	×	既存炉底吹除による汚染の防止に対する要求であり、対象電気炉は、既存炉底吹除による汚染の防止に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第四十二条〕 生体装置等	×	×	×	生体装置等に対する要求であり、対象電気炉は、生体装置等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第四十三条〕 換気装置等	×	×	×	換気装置等に対する要求であり、対象電気炉は、換気装置等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第四十四条〕 原子炉制御室等	×	×	×	原子炉制御室等に対する要求であり、対象電気炉は、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第四十五条〕 既存電気炉等	○	○	○	既存電気炉の改修となっており、重要要員対策への取り組みに係る電気炉の設置場所において、技術基準への適合性を確認する必要があるため、工事件の内容(申請内容)に開示し、審査対象外とある。
〔第四十六条〕 緊急時対応所	×	×	×	緊急時対応所に対する要求であり、対象電気炉は、緊急時対応所に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第四十七条〕 警報装置等	×	×	×	警報装置等に対する要求であり、対象電気炉は、警報装置等に該当しないため、審査対象外とならない。
〔第四十八条〕 専用	○	○	○	原子力発電所に係る電気炉に係る既存基準(既存規制)等の規制について、今回の工事は、重要要員対策への取り組みに係る電気炉を設置するものであり、技術基準への適合性を確認する必要があるため、審査対象外とある。

伊方3号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(重大事故等対処設備)

○：対象となる条文
×：対象外の条文

技術基準規則	適用条文	変更の工事の内容に 関係あるもの	審査対象条文	理由
(第449条) 重大事故等対処施設の位置	○	×	×	重大事故等対処施設の位置については、既工事計画において適合性が確認されている。今回の工事は、对象電気室の設置場所を変更するものではなく、地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。
(第501条) 地盤による損傷の防止	○	×	×	重大事故等対処施設の位置による損傷の防止について、既工事計画において適合性が確認されている。今回の工事は、对象電気室の設置場所に影響を及ぼすものではなく、地盤による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。
(第511条) 本震による損傷の防止	○	×	×	重大事故等対処施設の構造による損傷の防止について、既工事計画において適合性が確認されている。今回の工事は、对象電気室の設置場所の変更や決済防護施設を変更するものではなく、津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。
(第512条) 火災による損傷の防止	○	×	×	重大事故等対処施設の火災による損傷の防止について、既工事計画において適合性が確認されている。今回の工事は、对象電気室の設置場所や取替を行うものではなく、火災による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。
(第521条) 特定重大事故等対処施設	×	×	×	特定重大事故等対処施設に対する要求であり、对象電気室は、特定重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第544条) 重大事故等対処施設	○	○	○	重大事故等対処施設については、既工事計画において適合性が確認されている。今回の工事は、重大事故等対処施設である非常用ディーゼル発電機へ既接続電源を追加するものであり、技術基準への適合性を確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第551条) 耐震及び保全	×	×	×	重大事故等対処施設に対する要求、管、ポンプ、井等の材料及び構造に対する要求であり、对象電気室は、重大事故等対処施設に属する管、管、ポンプ、井等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第556条) 使用中の電気等による破壊の防止	×	×	×	クラス警報等の使用中の電気等による破壊の防止に対する要求であり、对象電気室は、クラス警報等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第557条) 安全弁等	×	×	×	安全弁等に対する要求であり、对象電気室は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第558条) 耐震試験等	×	×	×	クラス警報の耐震試験等に対する要求であり、对象電気室は、クラス警報に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第559条) 震止め停止実験時に発電用原子炉を未端界にするための設備	×	×	×	震止め停止実験時に発電用原子炉を未端界にするための設備に対する要求であり、对象電気室は、震止め停止実験時に発電用原子炉を未端界にするための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第561条) 原子炉冷却却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	×	原子炉冷却却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、对象電気室は、原子炉冷却却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第562条) 原子炉冷却却材圧力パウンダリを減圧するための設備	×	×	×	原子炉冷却却材圧力パウンダリを減圧するための設備に対する要求であり、对象電気室は、原子炉冷却却材圧力パウンダリを減圧するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第562条) 原子炉冷却却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	×	原子炉冷却却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、对象電気室は、原子炉冷却却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第563条) 最初ヒートシングルヘッドを抽出するための設備	×	×	×	最初ヒートシングルヘッドを抽出するための設備に対する要求であり、对象電気室は、最初ヒートシングルヘッドを抽出するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第604条) 原子炉格納容器内の水却等のための設備	×	×	×	原子炉格納容器内の水却等のための設備に対する要求であり、对象電気室は、原子炉格納容器内の水却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第605条) 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための設備	×	×	×	原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための設備に対する要求であり、对象電気室は、原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第606条) 原子炉格納容器下部の冷却鋼心を冷却するための設備	×	×	×	原子炉格納容器下部の冷却鋼心を冷却するための設備に対する要求であり、对象電気室は、原子炉格納容器下部の冷却鋼心を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第617条) 水素漏洩による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	×	×	×	水素漏洩による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備に対する要求であり、对象電気室は、水素漏洩による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第618条) 水素漏洩による原子炉格納容器の損傷を防止するための設備	×	×	×	水素漏洩による原子炉格納容器の損傷を防止するための設備に対する要求であり、对象電気室は、水素漏洩による原子炉格納容器の損傷を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第619条) 使用済燃料荷揚機の冷却却等のための設備	×	×	×	使用済燃料荷揚機の冷却却等のための設備に対する要求であり、对象電気室は、使用済燃料荷揚機の冷却却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第620条) 工場等への放射性物質の搬入を抑制するための設備	×	×	×	工場等への放射性物質の搬入を抑制するための設備に対する要求であり、对象電気室は、工場等への放射性物質の搬入を抑制するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第671条) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×	×	×	重大事故等の収束に必要な水の供給設備に対する要求であり、对象電気室は、重大事故等の収束に必要な水の供給設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第672条) 電源設備	○	×	×	電源設備については、既工事計画において適合性が確認されている。今回の工事は、对象電気室の電源設備としての基本設計に変更は無く、既工事計画の評価結果に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。
(第673条) 計装装置	×	×	×	計装装置に対する要求であり、对象電気室は、計装装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第674条) 原子炉制御装置等	×	×	×	原子炉制御装置等に対する要求であり、对象電気室は、原子炉制御装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第675条) 監視測定設備	×	×	×	監視測定設備に対する要求であり、对象電気室は、監視測定設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第676条) 緊急待機室	×	×	×	緊急待機室に対する要求であり、对象電気室は、緊急待機室に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第677条) 通信連絡を行つたために必要な設備	×	×	×	通信連絡を行つたために必要な設備に対する要求であり、对象電気室は、通信連絡を行つたために必要な設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第678条) 採用	○	×	×	原子炉開発に伴う原子炉設計に関する技術基準(技術規)等の適用については、既工事計画において適合性が確認されている。今回の工事は、对象電気室の開発等に係る設計を変更するものではなく、既工事計画の評価結果に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。

伊方3号機 設計及び工事計画認可申請書
添付書類及び本設計及び工事計画における添付の要否の検討結果

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二添付書類	添付の要否 (○・×)	理 由
各発電用原子炉施設に共通		
送電関係一覧図	×	本設計及び工事計画では、送電線に関する説明は不要であることから、対象外。
急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地の崩壊の防止措置に関する説明書	×	技術基準規則10条(急傾斜地の崩壊の防止)は審査対象条文ではなく、急傾斜地崩壊危険区域の設定はないため対象外。
工場又は事業所の概要を明示した地形図	×	本設計及び工事計画では、地形に関する説明は不要であることから、対象外。
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	×	本設計及び工事計画では、主要設備の配置に関する説明は不要であることから、対象外。
単線結線図	○ (第1図)	本設計及び工事計画では、単線結線図が変更となるため、添付する。
新技術の内容を十分に説明した書類	×	本設計及び工事計画では、新技術に該当しないため対象外。
発電用原子炉施設の熱精算図	×	本設計及び工事計画では、熱精算に関する説明は不要であることから、対象外。
熱出力計算書	×	本設計及び工事計画では、熱出力に関する説明は不要であることから、対象外。
発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○ (資料1)	本設計及び工事計画の内容について、設置許可との整合性に影響がないことを説明するため添付する。
排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	本設計及び工事計画では、排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明は不要であることから、対象外。
人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	×	本設計及び工事計画では、線量に関する説明は不要であることから、対象外。
発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	×	本設計及び工事計画では、耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明は不要であることから、対象外。
排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	×	本設計及び工事計画では、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備に関する説明は不要であることから、対象外。
取水口及び放水口に関する説明書	×	本設計及び工事計画では、取水口及び放水口に関する説明は不要であることから、対象外。
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	×	本設計及び工事計画では、要目表ではなく、設備別記載事項がないことから、対象外。
環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面	×	本設計及び工事計画では、環境測定装置の構造等に関する説明は不要であることから、対象外。
クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書	×	本設計及び工事計画では、クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明は不要であることから、対象外。
安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○ (添付2)	本設計及び工事計画では、安全設備及び重大事故等対処設備である既設の非常用ディーゼル発電機に過電流継電器を追加することによる影響を踏まえ、既設の非常用ディーゼル発電機に対して「多重性、多様性及び位置的分散」、「悪影響防止」、「環境条件等」の設計上の考慮について説明するため添付する

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二添付書類	添付の要否 (○・×)	理 由
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	○ (資料3)	本設計及び工事計画では、既工事計画の火災防護に関する設計を変更するものではないが、「高エネルギーアーク損傷(HEAF)に係る電気盤の設計に関する審査ガイド」に基づき、火感知設備及び消火設備の配置の適合性を説明する必要があることから添付する。
発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	×	技術基準規則 12 条（溢水等による損傷の防止）及び 54 条（重大事故等対処設備）は審査対象条文ではなく、溢水防護に関する説明は不要であることから、対象外。
発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	×	技術基準規則 15 条（設計基準対象施設の機能）は審査対象条文ではなく、飛散物による損傷防護に関する説明は不要であることから、対象外。
通信連絡設備に関する説明書	×	技術基準規則 47 条（警報装置等）及び 77 条（通信連絡を行うために必要な設備）は審査対象条文ではなく、通信連絡設備に関する説明は不要であることから、対象外。
通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	×	技術基準規則 47 条（警報装置等）及び 77 条（通信連絡を行うために必要な設備）は審査対象条文ではなく、通信連絡設備に関する説明は不要であることから、対象外。
安全避難通路に関する説明書	×	技術基準規則 13 条（安全避難通路等）は審査対象条文ではなく、安全避難通路に関する説明は不要であることから、対象外。
安全避難通路を明示した図面	×	技術基準規則 13 条（安全避難通路等）は審査対象条文ではなく、安全避難通路に関する説明は不要であることから、対象外。
非常用照明に関する説明書	×	技術基準規則 13 条（安全避難通路等）は審査対象条文ではなく、非常用照明に関する説明は不要であることから、対象外。
非常用照明の取付箇所を明示した図面	×	技術基準規則 13 条（安全避難通路等）は審査対象条文ではなく、非常用照明に関する説明は不要であることから、対象外。
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備		
非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面	×	本設計及び工事計画では、非常用電源設備に係る機器の配置に関する説明は不要であることから、対象外。
非常用電源設備に係る機器の配置を明示した系統図	×	本設計及び工事計画では、非常用電源設備に係る機器の配置に関する説明は不要であることから、対象外。
非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	○ (資料4)	本設計及び工事計画では、対象電気盤のHEAFによる損傷の拡大の防止が適切に図られていることを説明するために添付する。
燃料系統図	×	本設計及び工事計画では、燃料系統に関する説明は不要であることから、対象外。
耐震性に関する説明書	×	本設計及び工事計画では、耐震性に関する説明は不要であることから、対象外。
強度に関する説明書	×	本設計及び工事計画では、強度に関する説明は不要であることから、対象外。
構造図	×	本設計及び工事計画では、構造に関する説明は不要であることから、対象外。
安全弁の吹出量計算書	×	本設計及び工事計画では、安全弁の吹出量に関する説明は不要であることから、対象外。

その他、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第9条第3項に基づき、「発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド」にて要求のある「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」(資料5)を添付する。

伊方3号機 HEAF 対策工事 設計及び工事計画認可申請書
における「工事の方法」の該当箇所について

項目	対象要否	該当箇所の補足説明
1. 工事の手順		
図1 (設置又は変更の工事における工事の手順と検査)	○	今回のHEAF対策工事については、全ての検査は発電所で実施する検査となる。 今回の申請対象機器に関して、技術上の基準※に適合しているか確認するため、「構造、強度又は漏えいに係る検査」と「機能又は性能に係る検査」を実施する。 ※実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
図2 (主要な耐圧部の溶接に係る工事の手順と検査)	—	主要な耐圧部の溶接に係る検査が発生しないため対象外。
図3 (燃料体に係る工事の手順と検査)	—	燃料体に係る工事が発生しないため対象外。
2. 使用前事業者検査の方法		
2.1.1 構造、強度又は漏えいに係る検査		
材料検査	—	材料、寸法に係る検査が発生しないため対象外。
寸法検査	—	
外観検査	○	50保護リレーに係る検査が該当する。
組立て及び据付け状態を確認する検査(据付検査)	○	
状態確認検査	—	状態確認、耐圧、漏えいに係る検査が発生しないため対象外。
耐圧検査	—	
漏えい検査	---	
原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	—	CV施設が直接設置される対象がないため対象外。
建物・構築物の構造を確認する検査	—	建物・構築物の構造を確認する検査が発生しないため対象外。
2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査	—	主要な耐圧部の溶接に係る検査が発生しないため対象外。
2.1.3 燃料体に係る検査	—	燃料体に係る検査が発生しないため対象外。
2.2 機能又は性能に係る検査		
2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査	—	当該段階に関係する検査が発生しないため対象外。
2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査	—	当該段階に関係する検査が発生しないため対象外。
2.2.3 工事完了時の検査	○	非常用ディーゼル発電機受電遮断器でのHEAF対策として、短絡電流の遮断時間がHEAF火災のしきい値以下となっていることを確認する検査が該当する。
2.3 基本設計方針検査	—	基本設計方針のうち表1、表5、表6、表7で確認できない事項はないため対象外。
2.4 品質マネジメントシステムに係る検査	○	「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていることを確認することから、該当する。

3. 工事上の留意事項		
3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項		
a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。	○	
b. 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。	○	工事における一般的な留意事項であるため、該当する。
c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。	○	
d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。	○	
e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を發揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。	○	
f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。	—	
g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺管理区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。	—	管理区域内での工事はないため、該当しない。
h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く）」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。	—	修理は実施しないため、該当しない。
i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。	—	特別な工法は採用しないため、該当しない。
3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項	—	燃料体の加工に係る作業がないため対象外。

高エネルギーアーク損傷（HEAF）対策に係る
電気盤の設計について

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

目次

目次.....	2
1. 概 要	3
2. 基本方針	4
3. 技術基準規則への適合が必要な電気盤	5
4. アーク放電を発生させる試験.....	7
4.1 電気盤の選定.....	7
4.2 短絡電流の目標値	29
4.3 HEAF 試験に用いる電気回路	31
4.4 測定項目	33
4.5 アーク放電の発生方法.....	34
4.6 アーク放電の継続時間	37
4.7 HEAF 試験の実施	38
4.8 アークエネルギーの計算	43
5. アーク火災発生の評価.....	46
5.1 アーク火災発生の評価の概要	46
5.2 評価に用いる必要なデータ	46
5.3 アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価.....	47
5.4 しきい値に係る解析による評価	50
6. HEAF 対策に係る対策の判断基準	51

添付資料－1：同等性に影響を与える恐れのあるパラメータの整理に関する補足

添付資料－2：火災感知設備及び消火設備の配置について

添付資料－3：50 保護リレー追加を踏まえた非常用ディーゼル発電機の設計上の考慮について

添付資料－4：50 保護リレーに対する安全重要度分類の考え方について

1. 概 要

重要安全施設（「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第2条第2項第9号に規定する重要安全施設をいう。以下同じ。）への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全施設（重要安全施設を除く。）への電力供給に係るものに限る。）について、技術基準規則に基づき、遮断器の遮断時間の適切な設定及び非常用ディーゼル発電機の停止等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計としている。

本資料では、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤を整理し、試験体電気盤に対する電気盤設計の妥当性及び遮断時間の適切な設計により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができることを補足説明するものである。

2. 基本方針

重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤について、アーク火災による電気盤の損壊の拡大を防止することができるよう、高エネルギーアーク損傷(HEAF)に係る電気盤の設計に関する審査ガイド(以下、「審査ガイド」という。)に基づき、非常用ディーゼル発電機の停止または上流の遮断器によりアーク放電を遮断することとし、遮断器の遮断時間を適切に設定する。

設定した遮断時間と短絡電流等により求められるアークエネルギーが、試験により求められたしきい値を超えないことを評価することにより、HEAF 対策が適切に実施されていることを説明する。

3. 技術基準規則への適合が必要な電気盤

HEAF 対策が必要な電気盤は、技術基準規則の解釈第 45 条第 4 項にて「重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤」と定められている。

「重要安全施設」は実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 12 条第 6 項に記載され、解釈第 11 項において重要度分類 MS-1 に分類される構築物等が対象と定義されている。

上記を基に、図 3.1 のフローにて HEAF 対策が必要な電気盤を整理した。整理した結果を表 3.1 に示し、また、具体的に系統図を図 3.2 に示す。

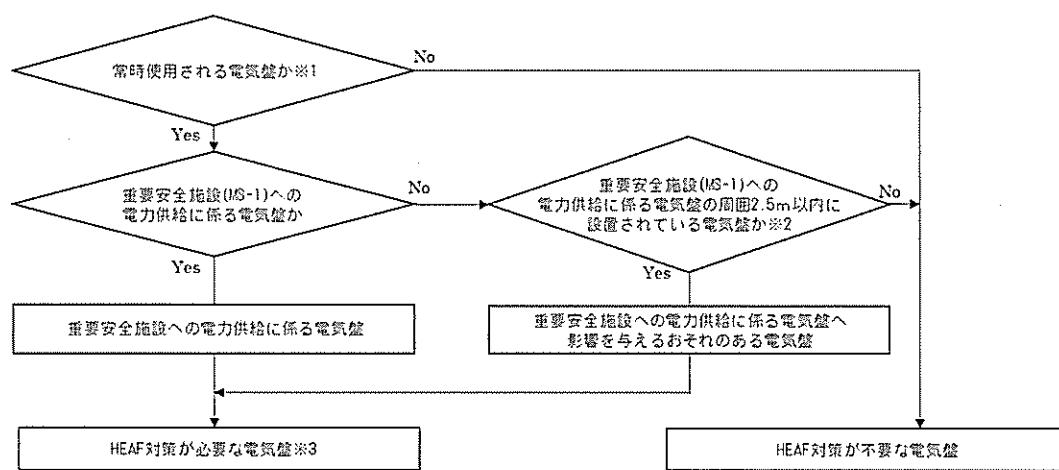
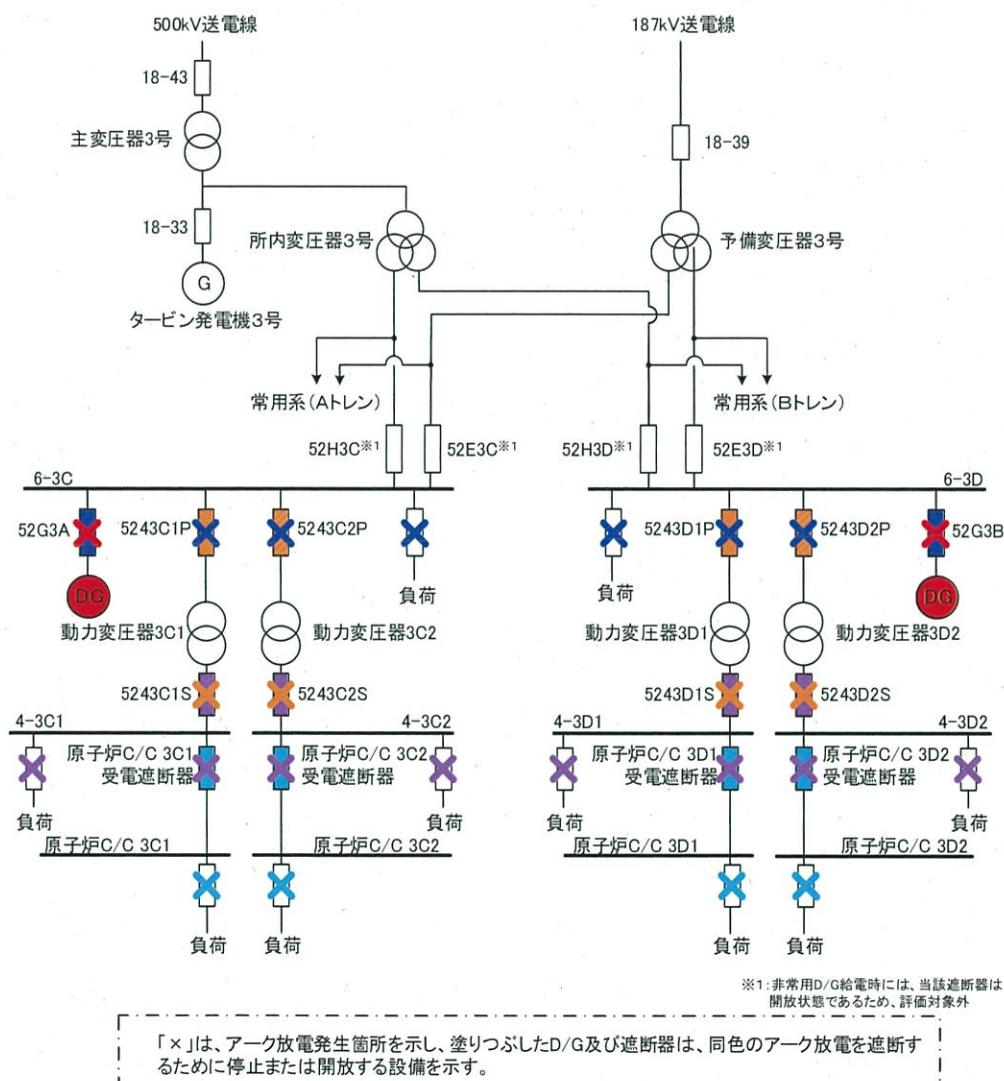


図 3.1 HEAF 対策が必要な電気盤フロー図

表 3.1 HEAF 対策が必要な電気盤の抽出結果（非常用ディーゼル発電機からの給電時）

機器 名称	アーク放電発生箇所	アーク放電を遮断するために開放するための措置
	遮断器名称	
メタルクラッド開閉装置	52G3A（非常用ディーゼル発電機受電遮断器 3A）	非常用ディーゼル発電機 3A 停止
	6-3C 母線に接続される遮断器（52H3C, 52E3C, 52G3A を除く）	52G3A 開放
	52G3B（非常用ディーゼル発電機受電遮断器 3B）	非常用ディーゼル発電機 3B 停止
	6-3D 母線に接続される遮断器（52H3D, 52E3D, 52G3B を除く）	52G3B 開放



※1 非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤以外の電気盤におけるアーク放電の遮断時間については、平成31年4月26日付け原規規発第1904269号にて認可された工事計画による。

図 3.2 HEAF 対策が必要な電気盤系統図（非常用ディーゼル発電機からの給電時）

4. アーク放電を発生させる試験

メタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びコントロールセンタ（以下、それぞれ「M/C」、「P/C」、「C/C」という。また、メタルクラッド開閉装置のうち非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤については、「M/C(D/G)」という。）においてアーク放電が発生した際にアーク火災が発生するアークエネルギーのしきい値を求める目的とし、アーク放電を発生させる試験（以下、「HEAF 試験」という。）を実施した。

4.1 電気盤の選定

（審査ガイド抜粋【2.1 電気盤の選定】）

実用発電用原子炉施設内の電気は、原子炉運転中においては主発電機からの電力の一部が変圧器によって降圧された後、高圧電気盤及び低圧電気盤を介してモータ等に供給されている。HEAF 試験に用いられる電気盤は、実際に所内で使用されているものと同等の高圧電気盤及び低圧電気盤が選定されていることを確認する。

アーク火災は、添付資料-1に示すメカニズムにより発生することから、アーク火災発生の有無は、①非密閉性の程度、②高温ガスの滞留場所、③可燃物及び④アークエネルギーによるものと考えられる。試験に用いられる電気盤については、これら4つのパラメータを踏まえて、実際に所内で使用されているもの（以下、「実機」という。）と同等の高圧電気盤及び低圧電気盤を選定した。

なお、M/C(D/G)試験と M/C(D/G)以外の先行 M/C 試験（以下、「先行 M/C 試験」という。）で用いられる電気盤は、JEM-1425 及び JEC-2300 に基づき製造された同等の高圧電気盤である。

表 4.1.1 試験で用いた電気盤のスペック一覧表 (1/4)

種類	電気盤	試験で用いた電気盤のスペック		電気盤の概況
M/C	試験体①	遮断方式	VCB (真空遮断器)	
		系統	定格電圧 : 7.2kV 定格周波数 : 50Hz 定格短絡時間電流 : 40kA/2 秒	
		概略寸法	高さ 2.8m (含上部ダクト 0.4m) × 幅 1.0m × 奥行き 2.6m	
	試験体②	遮断方式	VCB (真空遮断器)	
		系統	定格電圧 : 7.2kV 定格周波数 : 50Hz 定格短絡時間電流 : 63kA/2 秒	
		概略寸法	高さ 2.6m (含上部ダクト 0.3m) × 幅 1.0m × 奥行き 2.5m	

表 4.1.1 試験で用いた電気盤のスペック一覧表 (2/4)

種類	電気盤	試験で用いた電気盤のスペック		電気盤の概況
P/C	試験体③	遮断方式	ACB (気中遮断器)	
		系統	定格使用電圧 : AC480V 定格周波数 : 50Hz 定格短時間耐電流 : 50kA/1秒	
		概略寸法	高さ 2.6m (含制御ダクト 0.3m) × 幅 0.65m × 奥行き 1.8m	
	試験体④	遮断方式	ACB (気中遮断器)	
		系統	定格使用電圧 : AC480 V 定格周波数 : 50 Hz 定格短時間耐電流 : 50 kA/0.5 秒	
		概略寸法	【受電盤】高さ 2.3m × 幅 0.8m × 奥行き 2.0m 【フィーダー盤】高さ 2.3m × 幅 0.6m × 奥行き 2.0m	
	試験体⑤	遮断方式	ACB (気中遮断器)	
		系統	定格使用電圧 : AC420V 定格周波数 : 50Hz 定格短時間耐電流 : 40kA/1秒	
		概略寸法	【受電盤】高さ 2.3m × 幅 0.8m × 奥行き 2.2m 【フィーダー盤】高さ 2.3m × 幅 0.7m × 奥行き 2.2m	

表 4.1.1 試験で用いた電気盤のスペック一覧表 (3/4)

種類	電気盤	試験で用いた電気盤のスペック		電気盤の概況
C/C	試験体⑥	遮断方式	配線用遮断器	
		系統	定格使用電圧 : AC460V 定格周波数 : 50Hz 定格遮断電流 : 50kA	
		概略寸法	高さ 2.3m × 幅 0.60m × 奥行き 0.573m	

表 4.1.1 試験で用いた電気盤のスペック一覧表 (4/4)

種類	電気盤	試験で用いた電気盤のスペック		電気盤の概況
M/C (D/G)	試験体⑦	遮断方式	VCB (真空遮断器)	
		系統	定格使用電圧 : 7.2kV 定格周波数 : 50Hz 定格短絡時間電流電流 : 40kA/1秒	
		概略寸法	高さ 2.3m × 幅 1.0m × 奥行き 2.5m (天井に換気口あり)	

(1) 同等性に影響を与える恐れのあるパラメータについて

①非密閉性の程度、②高温ガスの滞留場所、③可燃物及び④アークエネルギーの4つのパラメータについて、電気盤選定の同等性に影響を与えるおそれのあるパラメータを整理すると以下のとおりである。よって、③高温ガスの滞留場所及び④可燃物について、実機と同等であるものを試験体として選定した。

表 4.1.2 同等性に影響を与える恐れのあるパラメータの整理

主要パラメータ	影響の有無	電気盤選定の同等性に関する考察
① 非密閉性の程度	無	<p>HEAF 試験の結果や、添付資料-1 のとおり、電気盤は密閉構造ではなく開口部を有する構造であることから、電気盤選定の同等性に影響を与えるおそれはない。</p> <p>なお、M/C (D/G) 試験に用いる電気盤は、先行 M/C 試験で用いた電気盤と同様の構造であることから密閉構造ではなく開口部を有する。したがって、M/C (D/G) 試験と先行 M/C 試験では、ピーク圧力に違いはあるものの同様の波形形状を示しており開口部から高温ガスが電気盤外に抜けている。このことより先行 M/C 試験と同様であり電気盤選定の同等性に影響を与えるおそれはない。</p> <p>試験結果を比較するとピーク圧力に差がみられることについては、M/C (D/G) 試験の方が電流値の試験条件が小さくアークパワーに差があるためである。詳細は、添付資料-1 参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M/C (D/G) 試験：ピーク圧力 2.98kPa ・ 先行 M/C 試験：ピーク圧力 62.5 kPa <p>更に、規格類 (JEM-1425 等) に基づき、遮断器、母線、ケーブルをそれぞれ区分したコンパートメントに収納する構造となっている。また、JEM-1425 には換気に対する規定もありコンパートメント構造というものの開口部があってもいいとされていることから、換気のための開口や隙間は存在する。</p>

② 高温ガスの滞留場所	有	<p>HEAF 試験の結果や、添付資料-1 のとおり、盤の構造等により電気盤選定の同等性に影響を与える恐れがある。</p> <p>また、アーク放電の発生方法については、審査ガイド 2.5 章に沿って、遮断器の受電側及び配電側で銅線をワイヤリングすることによって HEAF 試験を実施している。</p> <p>なお、M/C (D/G) 試験に用いた電気盤は、先行 M/C 試験で用いた電気盤と同様の構造である。</p>
③ 可燃物	有	<p>HEAF 試験の結果や、添付資料-1 のとおり、高温ガスの滞留場所の可燃物が主要な燃焼物となっていることから、可燃物の種類の差異により電気盤選定の同等性に影響を与える恐れがある。</p> <p>なお、M/C (D/G) 試験に用いた電気盤は、先行 M/C 試験で用いた電気盤と同様の構造である。</p>
④ アークエネルギー	無	<p>アークエネルギーについては、審査ガイド 2.6 章に沿って、アーク放電の継続時間を段階的に変化させて HEAF 試験を実施しているものである。このパラメータは、同等性を有する電気盤に対する試験条件であることから、電気盤選定の同等性に影響をあたえるおそれはない。</p>

②高温ガスの滞留場所に対する同等性

高温ガスの滞留場所は、電気盤の構造及び盤サイズに左右される。盤サイズについては、定格電圧が決まれば、概略の盤サイズが決定されることを踏まえ、実機と同等の盤構造及び定格電圧の電気盤を試験体として選定した。

a. M/C

実機の盤については、JEM-1425 (日本電機工業会規格 金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)に基づき製造されており、盤構造は「分類」のうちメタルクラッド形スイッチギヤ（遮断器、母線、ケーブルをそれぞれ区分したコンパートメントに収納する構造）を採用している。また、定格電圧は、「定格」のうち 7.2kV を採用している。さらに、「設計及び構造」の要求事項を満足するような構造となるように設計している。(表 4.1.3 参照)

また、実機の遮断器については、JEC-2300 (電気学会 電気規格調査会標準規格 交流遮断器)に基づき製造されており、定格電圧は「定格」のうち 7.2kV を採用し、「一般構造」の要求事項を満足する設計としている。(表 4.1.4 参照)

このため、試験体についても JEM-1425 及び JEC-2300 に基づき製造され、盤構造がメタルクラッド型スイッチギヤとなっており、定格電圧が 7.2kV の電気盤を採用した。

表 4.1.11 に示すとおり、実機及び試験体の盤構造は、遮断器、母線、ケーブルをそれぞれ区分したコンパートメントに収納する構造となっており、盤サイズも同等となっている。

なお、M/C (D/G) 試験の試験体についても前述と同様に JEM-1425 及び JEC-2300 に基づき製造されたものであることから同等である。

また、コンパートメントに収納する構造であることから、隣接した盤からのアーク放電の影響を受けにくい構造となっている。

表 4.1.3 JEM-1425 における試験体と実機の電気盤との比較・評価

JEM-1425 の主要な項目		比較・評価
4. 分類	・メタルクラッド形スイッチギヤ ・コンパートメント形スイッチギヤ ・キューピカル形スイッチギヤ	実機、試験体の電気盤とともに、メタルクラッド形スイッチギヤを使用している
6. 定格	定格電圧 3.6kV、7.2kV、12kV、17.5kV、24kV、36kV	実機、試験体の電気盤とともに、7.2kV の定格電圧である
7. 設計及び構造	スイッチギヤは、平常運転及び保守点検作業が安全にできるように設計されていなければならない。(以下略)	実機、試験体の電気盤とともに、本要求に基づき設計されている。

表 4.1.4 JEC-2300 における試験体、実機の電気盤との比較・評価

JEC-2300 の主要な項目		比較・評価
4. 定格	4.2 定格電圧 3.6kV、7.2kV、12kV、24kV、36kV、72kV、84kV、120kV……	実機、試験体の電気盤とともに、7.2kV の定格電圧である
5. 動作責務と構造	5.5 一般構造 5.5.1 遮断器の構造は、電気的および機械的に十分な耐久性を有し、操作は円滑確実で衝撃が少なく、保守点検は、安全かつ容易にできるよう、製作されなければならない。(以下略)	実機、試験体の電気盤とともに、本要求に基づき設計された構造となっている。

b. P/C

実機の盤については、JEM-1265（日本電機工業会規格 低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）に基づき製造されており、盤構造は、「低圧スイッチギヤの形」のうち、接地された金属閉鎖箱内に装置が一括して収納された構造（以下、「金属閉鎖形構造」という。）を採用している。また、定格絶縁電圧は、「定格」のうち 600V を採用している。さらに、「閉鎖箱」の要求事項を満足するような構造となるように設計している。（表 4.1.5 参照）

また、実機の遮断器については、JEC-160（電気学会 電気規格調査会標準規格 交流遮断器）に基づき製造されており、定格絶縁電圧は「定格」のうち 600V を採用し、「構造及び性能」の要求事項を満足する設計としている。（表 4.1.6 参照）

このため、試験体についても、JEM-1265 及び JEC-160 に基づき製造され、盤構造が金属閉鎖形構造となっており、定格絶縁電圧が 600V の電気盤を採用した。

表 4.1.11 に示すとおり、実機及び試験体の盤構造は、金属閉鎖形構造となっており、盤サイズも同等となっている。

表 4.1.5 JEM-1265 における試験体と実機の電気盤との比較・評価

JEM-1265 の主要な項目		比較・評価
5. 定格	定格絶縁電圧 250V、500V、600V	実機、試験体の電気盤とともに、600V の定格絶縁電圧である
6.9 低圧スイッチギヤの形	接地された金属閉鎖箱内に装置が一括して収納されているもの。	実機、試験体の電気盤とともに、接地された金属閉鎖箱内に装置が一括して収納されている
6.5 閉鎖箱	閉鎖箱は、金属製とする。（略）低圧スイッチギヤは、通常の使用状態で起こり得る機械的、電気的及び熱的応力に耐え、同時に温度変化にも耐え得る材料だけで構成しなければならない。（以下略）	実機、試験体の電気盤とともに、本要求に基づき設計された構造となっている。

表 4.1.6 JEC-160 における試験体、実機の電気盤との比較・評価

JEC-160 の主要な項目		比較・評価
4. 定格	定格絶縁電圧 600V	実機、試験体の電気盤とともに、600V の定格絶縁電圧である
6. 構造及び性能	6.1 構造 6.1.1 構造一般 遮断器は、良質の材料を用いて丈夫に作られ、操作は安全・円滑・確実で、保守点検は安全・容易にでき、取替えを必要とする部品は互換性を有し、できるだけ簡単に取替えられなければならない。（以下略）	実機、試験体の電気盤とともに、本要求に基づき設計されている。

c. C/C

実機については、JEM-1195（日本電機工業会規格 コントロールセンタ）に基づき製造されており、C/Cとは、「主回路開閉器・保護装置及び監視・制御器具などを単位回路ごとにまとめた単位装置を、閉鎖した外箱に集合的に組み込んだ装置」と定義されていることから、盤構造は、JEM-1195に基づき製造されたC/Cであれば同様である。また、定格絶縁電圧は、「定格」のうち600Vを採用している。さらに、「構造」の要求事項を満足するような構造となるよう設計している。（表4.1.7参照）

このため、試験体についても、JEM-1195に基づき製造されたC/Cであり、定格絶縁電圧が600Vの電気盤を採用した。

表4.1.11に示すとおり、実機及び試験体の盤構造及び盤サイズは、同等となっている。

表4.1.7 JEM-1195における試験体と実機の電気盤との比較・評価

JEM-1195の主要な項目		比較・評価
5.定格	定格絶縁電圧 250V、600V	実機、試験体の電気盤とともに、600Vの定格絶縁電圧である
8.構造	8.1 構造一般 a) 外箱は堅ろうな金属製とし、収納機器の重量、動作による衝撃などに十分耐える構造でなければならない。（以下略）	実機、試験体の電気盤とともに、本要求に基づき設計されている。

以上のとおり、選定した試験体の高温ガスの滞留場所については、実機に対して同等性を有している。

③可燃物に対する同等性

高温ガスの滞留場所にある可燃物は、主に通電部まわりの絶縁物である。当該箇所に使用される絶縁物の種類は、M/C であれば、JEC 等^{※1}で規定される耐熱クラスに応じて決定されることから、通電部まわりの絶縁物の耐熱クラスが、実機と同等の電気盤を試験体として選定した。(表 4.1.8～表 4.1.10)

具体的には、実機は耐熱クラス B の絶縁物を使用していることから、M/C 及び P/C については、耐熱クラス B の絶縁物を使用している電気盤を試験体として採用し、C/C については、保守的に、実機より最高使用温度が低い耐熱クラス E の絶縁物を使用している電気盤を試験体として採用した。

このため、選定した試験体の可燃物は、実機に対して同等性を有している。

※1 : M/C は JEC-2300、P/C は JEC-160、C/C は JEM-1195 による。

表 4.1.8 JEC-2300 における試験体、実機の電気盤との比較・評価

JEC-2300 の主要な項目		比較・評価
4.定格	4.4 定格電流 遮断器の定格電流は、定格電圧および定格周波数のもとに、表 4 に示す温度上昇の限度および最高許容温度を超えないで、その遮断器に連続して同じうる電流の限度をいい、表 20 の値を標準とする。	実機、試験体とともに、主な絶縁物は、耐熱クラス B 種が使用されている。

表 4.1.9 JEC-160 における試験体、実機の電気盤との比較・評価

JEC-160 の主要な項目		比較・評価
6.構造	6.2.1 温度上昇の限度 7.2.3 に規定する試験方法によって測定された遮断器の各部の温度上昇は、表 5 の値を超えてはいけない。	実機、試験体とともに、主な絶縁物は、耐熱クラス B 種が使用されている。

表 4.1.10 JEM-1195 における試験体、実機の電気盤との比較・評価

JEM-1195 の主要な項目		比較・評価
5.性能	5.3 温度上昇 9.5 によって試験したとき、各部の温度上昇は、表 9 に示す値以下でなければならない。	実機の主な絶縁物は、耐熱クラス B 種であり、試験体は耐熱クラス B よりも低い耐熱クラス E 種が使用されている。

(2) まとめ

アーク火災発生の有無は、①非密閉性の程度、②高温ガスの滞留場所、③可燃物及び④アークエネルギーによるが、試験に用いられる電気盤については、これら4つのパラメータの内、②、③が実際に所内で使用されているものとの同等性に影響を与えるおそれがあることから、②、③の観点で実機と同等の電気盤を試験体として選定した。

このため、試験に用いられる電気盤と実際に所内で使用されているものとは同等性がある。

なお、M/C (D/G) 試験においても、先行 M/C 試験と同様の考え方で電気盤を選定したものであることから同等である。

電気盤構造を分類した結果について以下の表に示す。

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類 (1/6)

種類	電気盤	盤構造
M/C	試験体①	
M/C	試験体②	

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類 (2/6)

種類	電気盤	盤構造
M/C	実機	

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類 (3/6)

種類	電気盤	盤構造
P/C	試験体③	
P/C	試験体④	

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類 (4/6)

種類	電気盤	盤構造
P/C	試験体⑤	
P/C	実機	

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類 (5/6)

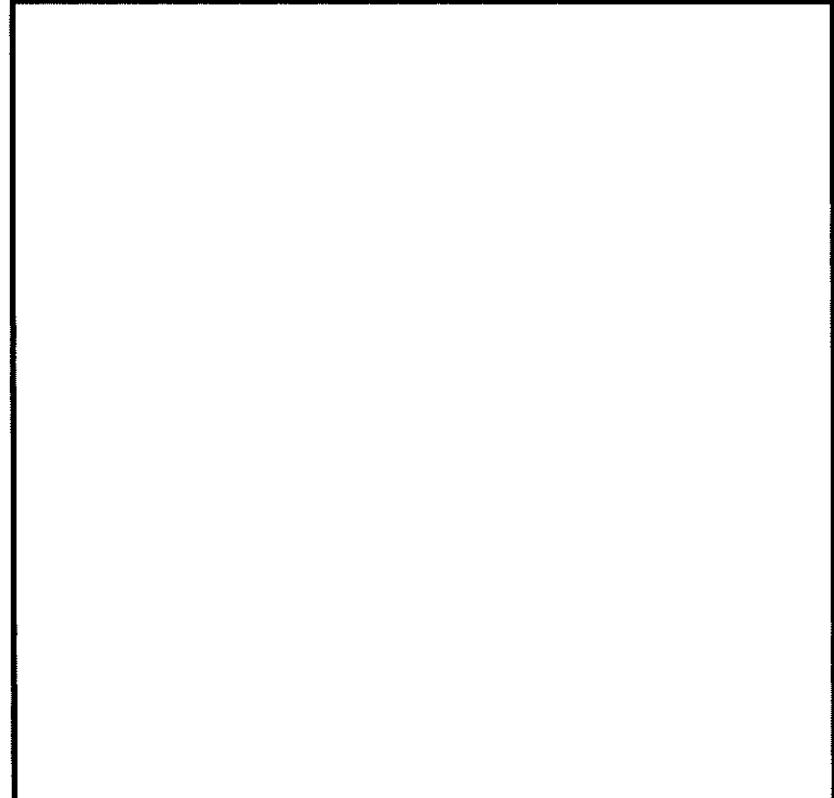
種類	電気盤	盤構造
C/C	試験体⑥	
C/C	実機	

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類 (6/6)

(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

種類	電気盤	盤構造
M/C (D/G)	試験体 ⑦	
M/C	実機	

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性(1/4)

種類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外形図
M/C	試験体①	<ul style="list-style-type: none"> ・不飽和ポリエステル樹脂 (耐熱クラス B) ➢ モールドフレーム 	
M/C	試験体②	<ul style="list-style-type: none"> ・エポキシ樹脂 (耐熱クラス B) ➢ ブッシング 	
M/C	実機	<ul style="list-style-type: none"> ・エポキシ樹脂 (耐熱クラス B) ➢ ブッシング 	

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性 (2/4)

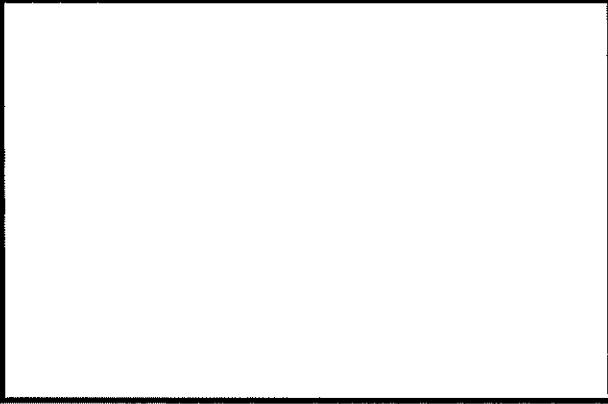
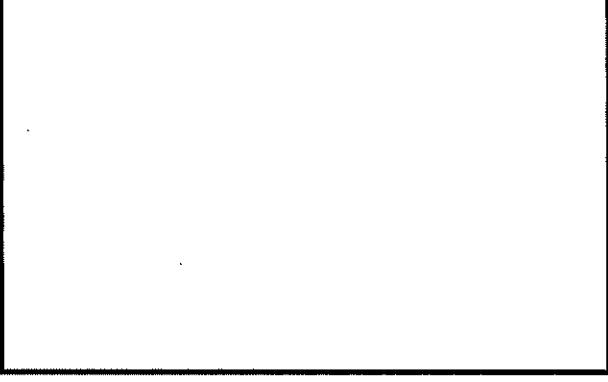
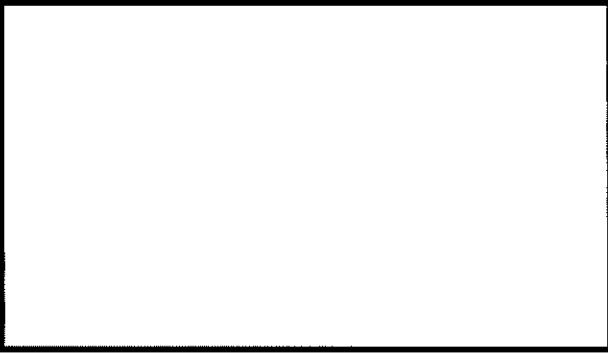
種類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外形図
P/C	試験体③	耐熱クラス B (エポキシ樹脂) ➢ アークシート (不飽和ポリエステル樹脂) ➢ 絶縁ベース	
P/C	試験体④	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) ➢ モールドベース	
P/C	試験体⑤	耐熱クラス B (フェノール樹脂) ➢ 断路部	
P/C	実機	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) ➢ モールドフレーム	

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性 (3/4)

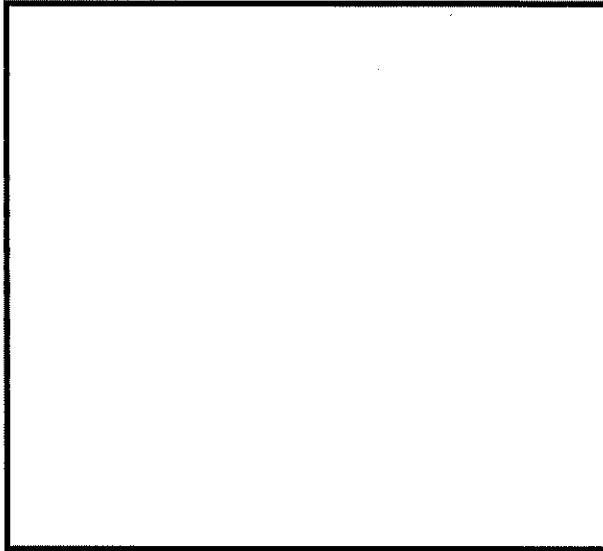
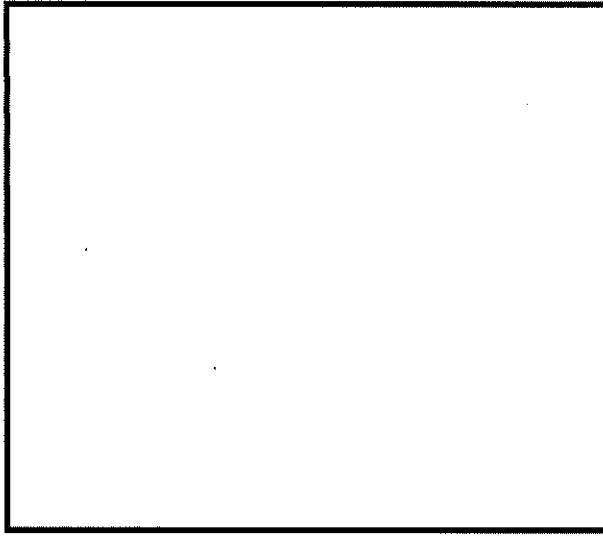
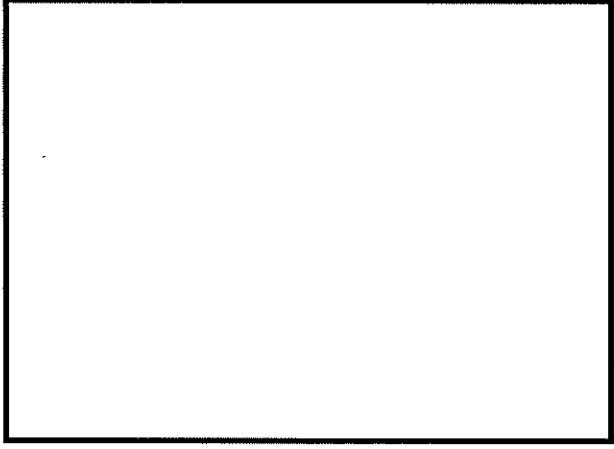
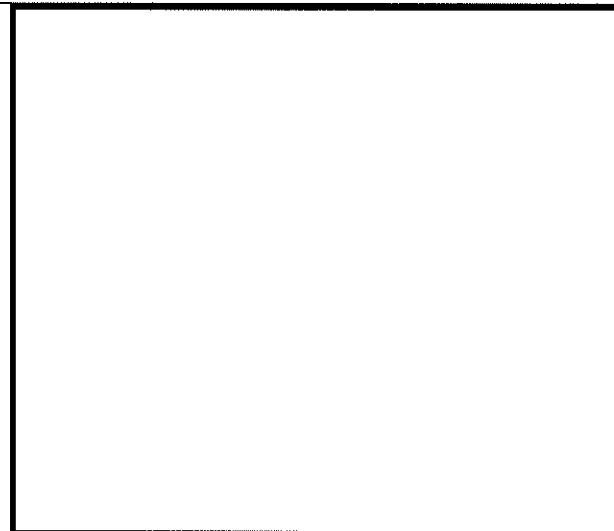
種類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外形図
C/C	試験体⑥	耐熱クラス E (変性ポリフェニレンエーテル) ➤ 母線絶縁カバー	
C/C	実機	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) ➤ 母線絶縁カバー	

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性 (4/4)
 (非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

種類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外形図
M/C	試験体⑦	耐熱クラス B (不飽和ポリエスチル樹脂) ♪ モールドフレーム	
M/C	実機	耐熱クラス B (エポキシ樹脂) ♪ ブッシング	

4.2 短絡電流の目標値

(審査ガイド抜粋【2.2 短絡電流の目標値】)

HEAF 試験において電気盤にアーク放電を発生させる電流の目標値として、短絡電流値を設定する必要がある。各電気盤の短絡電流値は、電気系統の設計時に設定されている値を踏まえて、設定されていることを確認する。(解説－2)

なお、HEAF 試験に用いる電気盤の受電側に印加する電圧については、電気盤の実使用条件である定格電圧値を踏まえて、初期の印可電圧を設定していることを確認する。

(解説－2) 一般的な電気盤における短絡電流値の算出方法について

短絡電流値は、評価対象とする電気盤の受電側に接続している変圧器の二次側定格電流と当該変圧器の短絡インピーダンスによって算出される。

まず、変圧器二次側の定格電流 I_0 は、三相短絡容量 W 及び定格電圧 V_0 から次のように求められる。

$$I_b = W / (\sqrt{3} \times V_0) \quad \text{式 (1)}$$

I_b : 変圧器二次側の定格電流[A]、 W : 三相短絡容量[VA]、 V_0 : 定格電圧[V]

また、計算上最大の三相の短絡電流 I_b は、短絡インピーダンス Z 及び定格電流 I_0 から次のように求められる。

$$I_b = I_0 \times 100 / Z \quad \text{式 (2)}$$

I_b : 三相の短絡電流[A]、 I_0 : 定格電流[A]、 Z : 短絡インピーダンス[%]

ここで、短絡インピーダンスとは、変圧器の二次側を短絡させた状態で一次側に電圧を印加し、二次側の電流が定格電流になった時の一次側の電圧と二次側の定格電圧との比を百分率で表したもので、短絡電流の計算に使用されるものである。

HEAF 試験における短絡電流値の目標値は、実機プラントにて使用している電気盤の三相短絡電流値を踏まえて設定している。

表 4.2.1 HEAF 試験時における短絡電流の目標値

電気盤	短絡電流目標値	【参考】伊方 3 号機の短絡電流値
M/C	18.9 kA または 40.0 kA	約 35.1 kA
P/C	45.0 kA	約 32.7 kA
C/C	45.0 kA	約 31.6 kA
M/C (D/G)	5 kA	約 4.7 kA*

*: 「第 3 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会(2018 年 10 月 15 日)」での試験条件設定の考え方詳細(補 6)に示す通り、M/C (D/G) 試験については、低電流が長時間流れ る領域である初期ピーク後の低電流・長時間電流領域を短絡電流値とする。

また、HEAF 試験における初期の印加電圧は、伊方 3 号機において使用している電気盤の定格電圧値を踏まえて設定している。

表 4.2.2 HEAF 試験時における試験初期の印加電圧

電気盤	試験初期の印加電圧	【参考】伊方 3 号機の電気盤の定格電圧
M/C	6.9kV または 8.0kV	6.9kV
P/C	504V	460V
C/C	504V	440V
M/C (D/G)	6.9kV	6.9kV

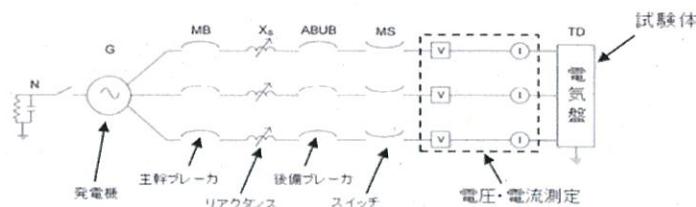
なお、アーク火災発生の有無は、電流及び電圧の積をアーク放電の継続時間で積分して算出するアークエネルギーに依存しており（「4. アーク火災発生の評価」参照）、短絡電流値及び印加電圧の違いは、試験結果に影響を及ぼすものではない。

4.3 HEAF 試験に用いる電気回路

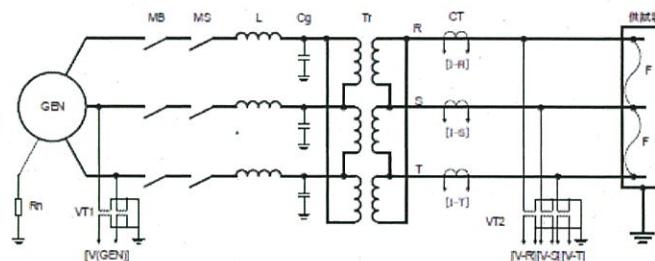
(審査ガイド抜粋【2.3 HEAF 試験に用いる電気回路】)

HEAF 試験に用いる電気回路は、付録 A に示す電気回路又は同等の電気回路を用いていることを確認する。

付録 A HEAF 試験に用いる電気回路の一例

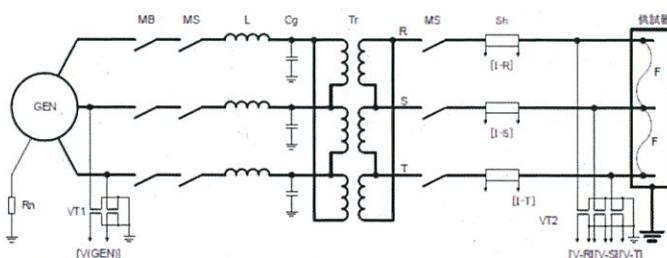


HEAF 試験に用いる電気回路は、短絡発電機、主遮断器、投入器、限流リアクトル、計器用変圧器、変流器等で構成されており、審査ガイドに示されているものと同等であるといえる。メタクラ、パワーセンタ、コントロールセンタそれぞれについて電気回路を以下に示す。



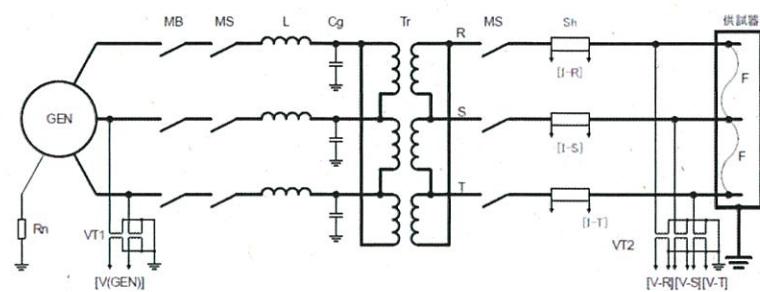
GEN 短絡発電機	Tr 變圧器(15 kV / 12 kV)
Rn 中性点抵抗	VT1 計器用変圧器(15 kV / 100 V)
MB 主遮断器	VT2 計器用変圧器(33 kV / 110 V)
MS 投入器	CT 變流器(4kA/1A, max83kA)
L 限流リアクトル	F 直径 0.5 mm の銅線
Cg サージ吸収用コンデンサ	

図 4.3.1 メタクラ試験回路



GEN 短絡発電機	Tr 變圧器(12 kV / 0.6 kV)
Rn 中性点抵抗	VT1 計器用変圧器(15 kV / 100 V)
MB 主遮断器	VT2 計器用変圧器(2.2 kV / 110 V)
MS 投入器	Sh 分流器(170 kA, 20 μΩ, 同軸形)
L 限流リアクトル	F 直径 0.5 mm の銅線(8 本撚り)
Cg サージ吸収用コンデンサ	

図 4.3.2 パワーセンタ回路



GEN 短絡発電機	Tr 変圧器(12 kV / 0.6 kV)
Rn 中性点抵抗	VT1 計器用変圧器(15 kV / 100 V)
MB 主遮断器	VT2 計器用変圧器(2.2 kV / 110 V)
MS 投入器	Sh 分流器(170 kA, 20 $\mu\Omega$, 同軸形)
L 限流リアクトル	F 直径 0.5 mm の銅線(8 本撚り)
Cg サージ吸収用コンデンサ	

図 4.3.3 コントロールセンタ試験回路

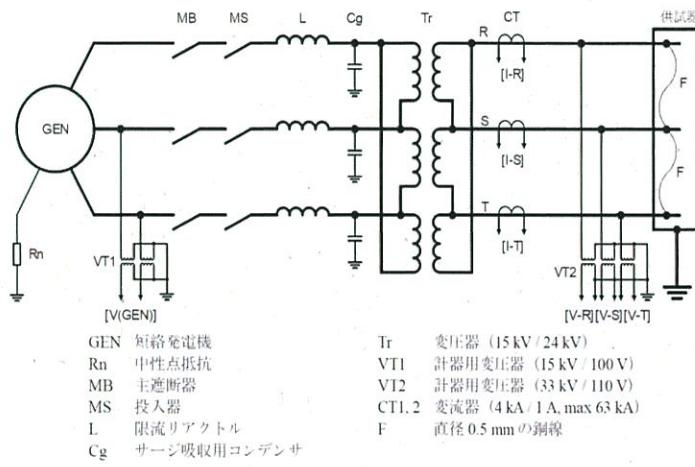


図 4.3.4 メタクラ試験回路
(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

4.4 測定項目

(審査ガイド抜粋【2.4 測定項目】)

HEAF 試験において電圧電流波形が測定されていることを確認する。具体的な測定項目、測定目的及び測定方法を表 1 に示す。(参考-1)

表 1 HEAF 試験の測定項目等

測定項目	測定目的	測定方法
電圧電流波形	アークパワー及びアークエネルギーを計算する。	電圧及び電流の波形を記録する。

(参考-1) その他の測定項目

本ガイドの適用範囲である、遮断器の遮断時間の設計に用いるものではないが、HEAF 試験において、火災の影響と同時に爆発の影響も評価する場合には、表 1 の測定項目のほか、HEAF を詳細に把握するため、電気盤周囲の熱流束 (NUREG/CR-685011 に規定される ZOI12 (電気盤の上部では 1.5m、前面及び側面では 0.9m 離れた位置 (付録 B 参照)) の境界線上を含む複数箇所に熱流束計を設置して測定する。)、電気盤内圧力、電極の損耗量 (例えば、電極の重量減)、衝撃波 (例えば、電気盤内の圧力及び電気盤外の音圧)、電磁力、電気盤内温度、赤外線カメラや高速度カメラによる動画等のデータも同時に取得していることが望ましい。

HEAF 試験時の測定項目を表 4.4.1 に示す。試験では、「4.3 HEAF 試験に用いる電気回路」に示す変流器 (CT) 又は分流器 (Sh) により電流波形を、計器用変圧器 (VT2) により電圧波形を測定した。

なお、審査ガイドの「(参考-1) その他の測定項目」に記載されている電気盤周囲の熱流束及び電気盤内圧力の測定ならびに高速度カメラによる動画撮影等についても実施した。

表 4.4.1 HEAF 試験時の測定項目

電気盤	測定項目
M/C	電圧波形、電流波形、電気盤内圧力、高速度カメラによる動画撮影
P/C	電圧波形、電流波形、電気盤内圧力、電気盤周囲の熱流束、高速度カメラによる動画撮影
C/C	電圧波形、電流波形、電気盤内圧力、電気盤周囲の熱流束、高速度カメラによる動画撮影
M/C (D/G)	電圧波形、電流波形、電気盤内圧力、電気盤周囲の熱流束、高速度カメラによる動画撮影

4.5 アーク放電の発生方法

(審査ガイド抜粋【2.5 アーク放電の発生方法】)

アーク放電を発生させる試験が、電気盤の遮断器の受電側及び配電側で実施されていることを確認する。アーク放電は、IEEE C37.20.7-2007 等に基づき、母線に導電性針金をワイヤリングした後、2. 2から2. 4の試験条件で大電流を流し三相短絡させて発生させていることを確認する。

電気盤の遮断器の受電側及び配電側でアーク放電を発生させて試験を実施している。(図 4.5.1～図 4.5.4 参照) なお、C／Cについては、遮断器の配電側でアーク放電を発生させた場合、当該遮断器によって 0.1 秒以下で遮断され、審査ガイドに基づき適切に HEAF 対策ができているものと判断されることから、配電側でアーク放電を発生させて試験は実施していない。



図 4.5.1 遮断器の短絡箇所 (M／C 試験時)

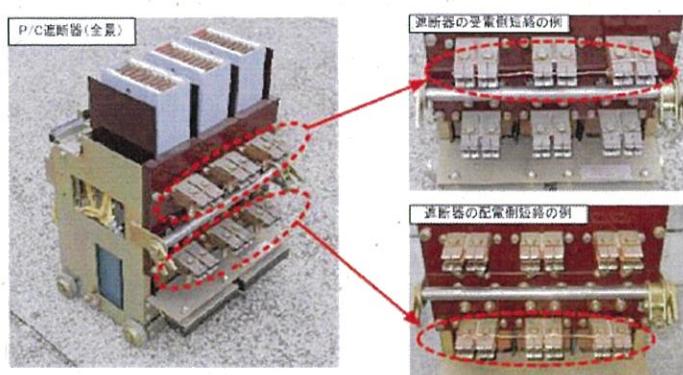


図 4.5.2 遮断器の短絡箇所 (P／C 試験時)



図 4.5.3 遮断器の短絡箇所 (C／C 試験時)

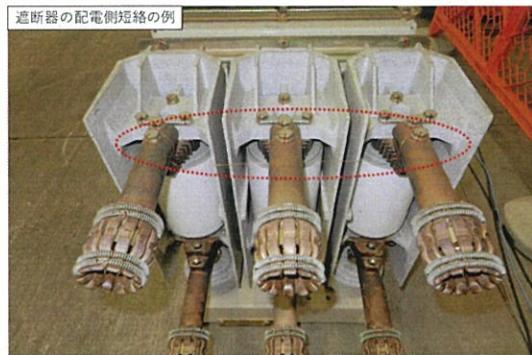


図 4.5.4 遮断器の短絡箇所 (M/C (D/G) 試験時)
(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

ワイヤリングは、直径 0.5mm の銅線 (M/C : 1 本撲り、P/C、C/C : 8 本撲り) を張り、試験電流を通電することで溶断発弧させた。銅線の選定は以下の国際規格を参考に決定した。

- ・ M/C . . . JEM1425(2011)、IEC62271-200(2011)
- ・ P/C、C/C . . . IEC /TR61641(2008)



発弧線の設置状況(遮断器2次側端子)

- ・ IEEE C37.20.7-2007 の抜粋

5.3 Arc initiation

For equipment defined by IEEE Std C37.20.1-2002: The arc shall be initiated by means of a metal wire 2.6 mm in diameter or 10 AWG.

For equipment defined by IEEE Std C37.20.2-1999 and IEEE Std C37.20.3-2001: The arc shall be initiated by means of a metal wire 0.5 mm in diameter or 24 AWG.

IEEE C37.20.1-2002 (Low-voltage switchgear AC254V~635V) で定義されている装置に関して、アークは直径 2.6mm または 10AWG の金属線によって発弧されなければならない。

IEEE C37.20.2-1999 (metal-clad switchgear AC5kV~35kV) で定義されている装置に関して、アーケは直径 0.5mm または 24AWG の金属線によって発弧されなければならない。

・ JEM1425(2011)の抜粋

アーケは、直径約 0.5mm の金属線によって相間（相分割導体の場合は、一相と接地との間）で点弧することが望ましい。

・ IEC62271-200(2011)の抜粋

The arc shall be initiated between all the phases under test by means of a metal wire of about 0.5mm in diameter…

(アーケは、直径約 0.5mm の金属線によって試験対象となる全ての相間で点弧するものとする。)

・ IEC /TR61641(2008)の抜粋

The arc is initiated between the phases without connection to earth by means of a bare copper ignition wire connecting the adjacent conductors across the shortest distance, and connected to three phases.

(裸銅線によって隣接導体を最短距離で接続することにより、接地されていない相間にアーケを点弧させる。)

With regard to the test current, the sizes of the copper ignition wire given in Table1 should be used.

(試験電流に関しては、表 1 に示される銅線のサイズを使用すべき。)

Table1 – Sizes of the copper ignition wire
without current limiting protection device

Test current (rms value) kA	Wire size mm ²
≤25	0.75
>25 ≤40	1.0
>40	1.5

(※P/C の試験電流は 45kA なので、銅線の太さは 1.5mm² となる。直径 0.5mm の銅線を使用した場合、1.5mm² を確保するために 8 本撚りとしている。 $(0.5 \times 0.5 \times \pi \div 4 \times 8 \text{ 本} = 1.57\text{mm}^2)$)

4.6 アーク放電の継続時間

(審査ガイド抜粋【2.6 アーク放電の継続時間】)

アーク放電の継続時間を設定する際には、所内で実際に使用している继電器の設定時間を踏まえ、目標とするアークエネルギーの値が得られるよう、設定されていることを確認する。また、HEAF 試験により得られた電圧電流波形から、アーク放電の継続時間を求めていることを確認する。

HEAF 試験の実施にあたり、伊方 3 号機の保護继電器動作時間を踏まえ、実機で発生し得るアークエネルギーの最大値（目標とするアークエネルギーの値）が得られるよう、必要な試験条件を表 4.6.1 に整理した。

表 4.6.1 しきい値に係る HEAF 試験一覧表

種類	電気盤	試験初期の印加電圧	試験初期の印加電流	アークエネルギー	【参考】電中研試験番号
M/C	耐震盤	8.0 kV	40.0 kA	25.3MJ	5・3
P/C	耐震盤	504V	45.0 kA	18.9MJ	7・5
C/C	非耐震盤	504V	45.0 kA	4.49MJ	10・3
M/C(D//G)	非耐震盤	6.9kV	5 kA	16.6MJ	9・2

各試験で得られた電圧電流波形からアーク放電の継続時間を求め、表 4.6.1 において目標とするアークエネルギーが得られていることを確認した。

4.7 HEAF 試験の実施

(審査ガイド抜粋【2.7 HEAF 試験の実施】)

HEAF 試験は 2. 1 で選定した電気盤を用いて実施されていることを確認する。初期の電圧及び電流値として 2. 2 で設定した値が用いられていることを確認する。また、HEAF 試験時の電圧及び電流値は電気盤よりも受電側で測定されていることを確認する。アーク放電の継続時間を変化させ、アーク火災が発生する場合としない場合の、それぞれのアーク放電の継続時間が得られていることを確認する。

HEAF 試験は、「4.1 電気盤の選定」にて選定した電気盤に対して、「4.2 短絡電流の目標値」で設定した初期印加電圧及び電流を用いて実施した。

また、試験時の初期の電圧及び電流値は、「4.3 HEAF 試験に用いる電気回路」の図 4.3.1～図 4.3.4 に示すとおり、HEAF 試験時の電圧及び電流値は、電気盤よりも受電側の電圧計（図中の V T 2）及び電流計（図中の S h）で測定している。

試験では、保護継電器の動作時間を段階的に調整し、各試験で得られた電圧電流波形から、3 相短絡が継続している時間をアーク放電の継続時間 (t_1) として求め、同時にアーク火災発生有無についても確認した。

HEAF 試験結果は表 4.7.1 に示す通り、M/C、P/C、C/C 及び M/C (D/G) に対して、アーク火災が発生する場合としない場合のアーク放電継続時間が得られており、電圧電流波形についても図 4.7.1～図 4.7.4 のとおり記録している。

表 4.7.1 HEAF 試験条件及び試験結果 (1/2)

種類	電気盤	試験初期の印加電圧	試験初期の印加電流	アーク放電の継続時間 (sec)		アークエネルギー (MJ)	アーク火災有無	目標とするアークエネルギー(伊方 3 号機の最大値) (MJ)	【参考】電中研試験番号		
				設定値	実測値						
M/C	試験体 ①	6.9kV	18.9 kA	0.1	0.103	3.09	無	24.9	1-1		
				0.3	0.302	8.17	無		1-2		
				0.5	0.527	12.9	無		2-1		
				0.5	0.526	10.4	無		2-2		
				1.0	1.23	24.7	無		3-1		
				1.0	1.23	20.3	無		3-2		
				1.0	1.23	27.6	有		3-3		
				2.0	2.18	41.8	有		3-4		
				2.0	2.39	44.6	有		4-1		
				1.0	1.23	17.7	無		4-2		
	試験体 ②	8.0 kV	40.0 kA	0.2	0.22	12.8	無	5.1	5-1		
				0.2	0.21	8.68	無		5-2		
				0.6	0.63	25.3	無		5-3		
P/C	試験体 ③	504V	45kA	0.2	0.20	2.49	無	17.7	6-1		
				0.5	0.51	6.34	無		6-2		
				1.5	1.53	19.8	有		6-3		
				1.0	0.18	2.91	無		6-4		
	試験体 ④			1.3	0.43	5.76	無	7.1	7-1		
				1.3	0.06	0.88	無		7-2		
				1.3	0.02	0.34	無		7-3		
				1.3	1.32	18.5	無		7-4		
				1.4	1.43	18.9	無		7-5		
				1.3	1.32	17.4	無		8-1		
				1.3	1.32	17.3	無		8-2		
	試験体 ⑤			1.4	1.44	18.7	無		8-3		
				0.1	0.064	0.9	無	3.8	10-1		
				0.5	0.522	7.56	有		10-2		
				0.3	0.319	4.49	無		10-3		
				0.21	0.066	1.02	無		11-1		
				0.28	0.153	2.24	無		11-2		
				0.28	0.052	0.80	無		11-3		
				0.28	0.281	3.94	無		11-4		

■ : 火災が発生した最小のアークエネルギー ■ : 火災が発生しない最大のアークエネルギー

表 4.7.1 HEAF 試験条件及び試験結果 (2/2)

(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

種類	電気盤	試験初期の印加電圧	試験初期の印加電流	アーク放電の継続時間 (sec)		アークエネルギー (MJ)	アーク火災有無	目標とするアークエネルギー(伊方 3 号機の最大値) (MJ)	【参考】電中研試験番号
				設定値	実測値				
M/C (D/G)	試験体 (⑦)	6.9kV	5 kA	2.65	2.69	14.7	無	11.17	9-1
				3.00	3.05	16.6	無		9-2
				6.10	6.27	32.3	有		9-3

■ : 火災が発生した最小のアークエネルギー ■ : 火災が発生しない最大のアークエネルギー

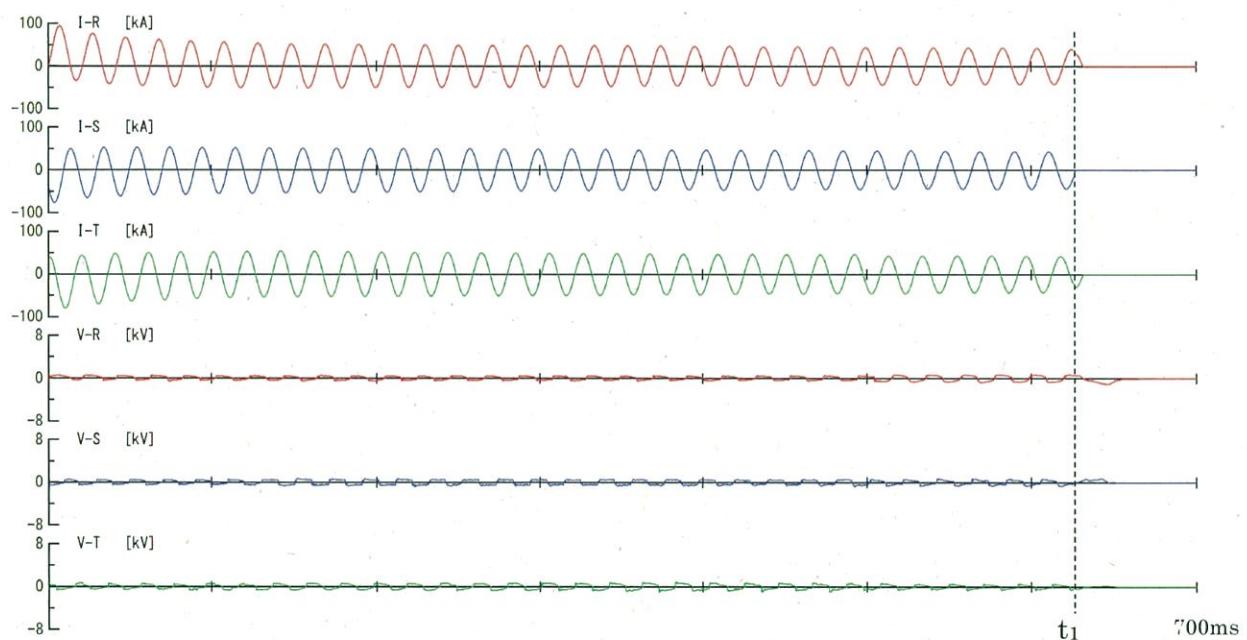


図 4.7.1 HEAF 試験時の電圧・電流波形 (M/C)

=630ms

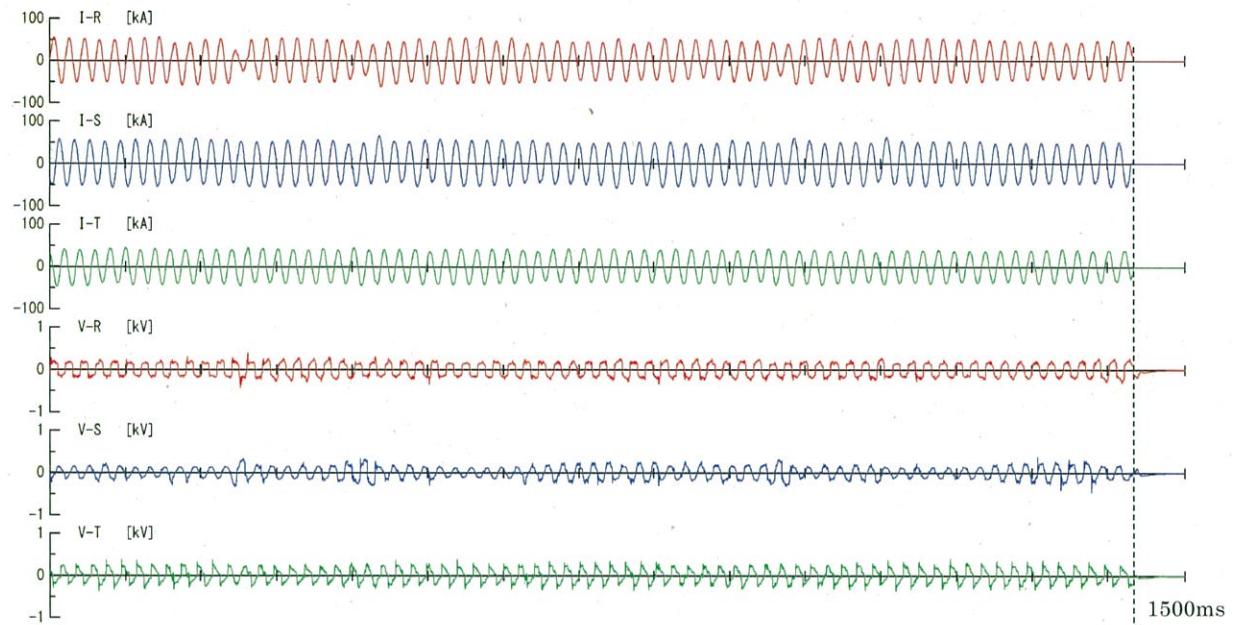


図 4.7.2 HEAF 試験時の電圧・電流波形 (P/C)

t_1
 $=1,430\text{ms}$

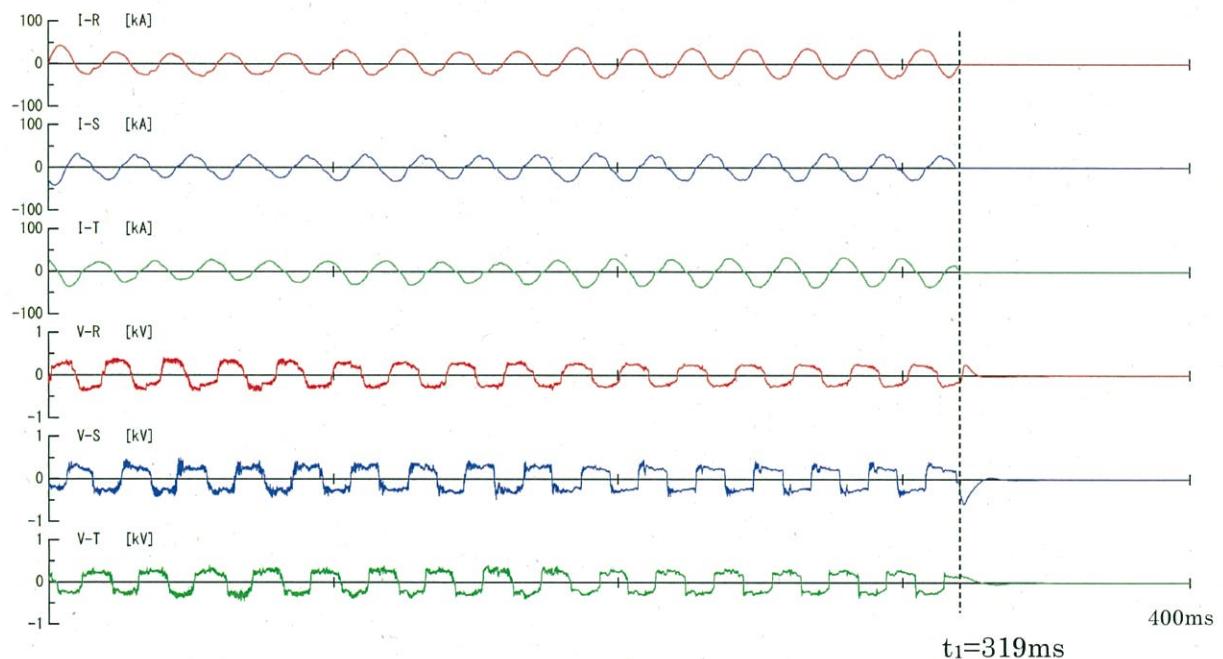


図 4.7.3 HEAF 試験時の電圧・電流波形 (C/C)

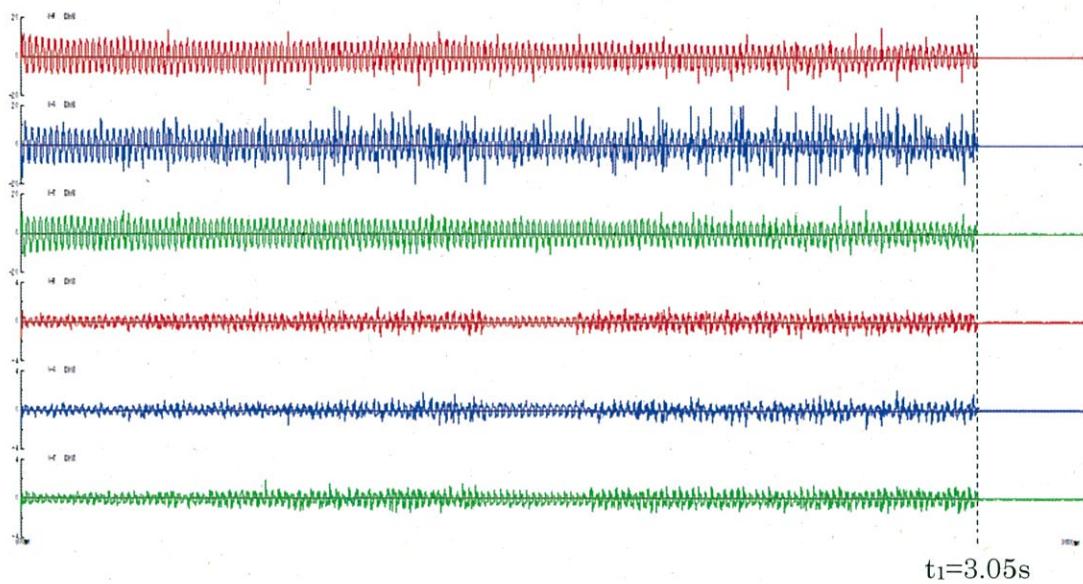


図 4.7.4 HEAF 試験時の電圧・電流波形 (M/C (D/G))
(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

4.8 アークエネルギーの計算

(審査ガイド抜粋【2.8 アークエネルギーの計算】)

HEAF 試験におけるアークエネルギー (J) は、アークパワー (W) をアーク放電の継続時間 (s) で積分した値としていることを確認する。

HEAF 試験におけるアークエネルギーは、アークパワーをアーク放電の継続時間で積分した値としており、以下の式にて算出している。

$$E_1 = \int_0^{t_1} W_1 dt$$

E_1 : 三相のアークエネルギー W_1 : アークパワー t_1 : アーク放電の継続時間

しきい値の決定に係る HEAF 試験のアークパワー、アークエネルギーの算出結果 (M/C、P/C、C/C、M/C (D/G)) を表 4.8.1～表 4.8.4 に示す。

表 4.8.1 電力中央研究所 HEAF 試験結果 (M/C の一例)

試験番号	発弧箇所	試験電圧 ¹⁾ (kV)	相別	試験電流					通電時間(s)	最大アーケーパワー(MW)	全アーケネルギー(MJ)	内部圧力			破損状況
				最大波高値(kA)	初期3半端実効値(kA)	最終実効値(kA)	AC成分の時間積分値(kA·s)	投入位相 ²⁾ (deg)				測定箇所	最大値(kPa)	到達時間 ³⁾ (ms)	
5-1	盤I上段 VCB二次側端子 ⁴⁾	8.25	R	86.6	42.0	35.6	7.23	318	0.22	157	12.8	盤I上段ケーブル室	89.3	9.0	•天板一部外れ (M10ボルト3箇所破断) •背面扉開放 (M16ボルト2箇所破断) •側板変形 •母線室とVCB室の仕切り板 2枚外れ •燃焼継続せず
			S	74.9	42.8	36.2	7.69	267							
			T	75.9	41.6	36.3	7.70	267							
5-2	盤I下段 VCB室内ターミナル部 ⁵⁾	8.24	R	94.1	41.9	35.3	7.18	318	0.21	84.9	8.68	盤I下段ケーブル室	58.9	8.6	•天板変形 (M10ボルト破断無) •背面扉開放無 •正面下扉変形 •母線室とVCB室の仕切り板 2枚変形 •燃焼継続せず
			S	77.7	42.9	36.7	7.35	267							
			T	78.8	42.2	36.4	7.74	267							
5-3	盤J下段 VCB室内ターミナル部 ⁶⁾	8.23	R	94.0	42.2	29.4	19.0	318	0.63	87.4	25.3	盤D上段VCB室	62.5	14.5	•天板変形 (M10ボルト2箇所破断) •背面扉開放無 •正面下扉変形 •母線室とVCB室の仕切り板 2枚変形 •燃焼継続せず
			S	76.3	42.7	30.9	19.3	266							
			T	80.3	42.0	30.1	19.7	266							

備考

- 1) 発電機電圧より換算した値(参考値) 2) 発電機電圧(S-T相)を基準とした位相角
 3) 内部圧力上昇値が、通電開始から最大値に達するまでの時間(100Hzのローバスフィルターを適用)
 4) 全てのVCB投入状態
 5) 盤I上段VCBを除く他のVCB投入状態
 6) 盤J下段VCBのみVCB投入状態(盤Iと盤Jの間の母線を切断)

表 4.8.2 電力中央研究所 HEAF 試験結果 (P/C の一例)

試験番号	発弧箇所	試験電圧 ¹⁾ (V)	相別	試験電流					通電時間(s)	最大アーケーパワー(MW)	全アーケネルギー(MJ)	内部圧力			破損状況
				最大波高値(kA)	初期3半端実効値(kA)	最終実効値(kA)	AC成分の時間積分値(kA·s)	投入位相 ²⁾ (deg)				測定箇所	最大値(kPa)	到達時間 ³⁾ (ms)	
7-4	フィーダ盤O下段ACB室内一次側端子 ⁴⁾	504	R	60.2	37.3	24.5	38.4	133	1.32	25.3	18.5	フィーダ盤O下段正面	1.68	4.71	•燃焼継続せず •盤Oと盤Mの下段ACB室の裏側の一次側端子がアーカにより溶断
			S	60.8	38.0	30.9	41.9	87							
			T	51.1	29.0	28.9	32.6	87							
7-5	フィーダ盤P上段ACB室内一次側端子 ⁵⁾	504	R	62.2	38.7	32.8	43.7	133	1.43	20.3	18.9	フィーダ盤P上段正面	1.27	4.04	•燃焼継続せず •盤Pの上、中、下段ACB室の裏側の一次側端子がアーカにより溶断
			S	65.6	38.2	37.3	46.5	89							
			T	47.3	31.3	25.6	35.5	89							

備考

- 1) 発電機電圧より換算した値(参考値) 2) 発電機電圧(S-T相)を基準とした位相角
 3) 内部圧力上昇値が、通電開始から最大値に達するまでの時間(100Hzのローバスフィルターを適用)
 4) フィーダ盤O下段ACBと受電盤M中段ACB投入、フィーダ盤O上・中段ACBと受電盤M下段ACB開放
 5) フィーダ盤P上段ACBと受電盤M中段ACB投入、フィーダ盤P中・下段ACBと受電盤M下段ACB開放

試験実施日、温度、湿度
 試験7-4: 2017/8/8、32°C、54%
 試験7-5: 2017/8/10、30°C、64%

表 4.8.3 電力中央研究所 HEAF 試験結果 (C/C の一例)

試験結果詳細データ一覧 (1/2)

温度 : 34~40 °C、湿度 : 50~58 %

試験番号	発弧箇所	試験電圧 ¹⁾ (V)	相別	試験電流					通電時間(s)	最大アーケーパワー(MW)	全アーケンエネルギー(MJ)	内部圧力			備考
				最大波高値(kA)	初期3半端実効値(kA)	最終実効値(kA)	AC成分の時間積分値(kA·s)	投入位相 ²⁾ (deg)				測定箇所	最大値(kPa)	到達時間 ³⁾ (ms)	
10-1	盤Z 2段目 MCCB 一次側	507	R	47.4	29.0	14.1	1.55	143	0.06	30.3	0.90	盤Z正面	26.0	3.10	• 0.06 sで消弧 • 正面と背面扉が開放 • 火災の発生なし • 2段目 MCCB 一次側ケーブルが溶断し、5段目 MCCB 一次側が溶損
			S	54.6	30.9	15.0	1.66	84							
			T	42.5	26.1	9.38	1.37	84							
10-2	盤Y 7段目 MCCBユニット と母線の接続箇所	515	R	53.2	23.9	21.4	11.19	128	0.52	28.0	7.56	盤Y正面	19.5	2.42	• 正面と背面扉が開放 • 火災の発生あり • 通電開始から7分10秒で消火 • 1-7段目 MCCB 一次側ケーブルが溶断 • 垂直母線の下部が溶損
			S	62.8	23.7	20.6	10.61	69							
			T	50.3	21.6	20.8	10.22	69							
10-3	盤Z 4段目 MCCBユニット と母線の接続箇所 ⁴⁾	515	R	42.8	21.0	23.7	6.46	140	0.32	23.1	4.49	盤Z正面	16.7	2.82	• 正面と背面扉が開放 • 火災の発生なし • 4段目 MCCB 一次側ケーブルが溶断 • 垂直母線の下部が溶損
			S	42.0	24.5	21.0	6.29	82							
			T	37.3	21.6	23.5	5.93	82							

備考

1) 発電機電圧より換算した値(参考値)

2) 発電機電圧(S-T相)を基準とした位相角

3) 内部圧力上昇値が、第一相の通電開始から最大値に達するまでの時間(500Hzのローパスフィルターを適用)

4) 試験番号10-1で使用した盤Zを清掃し、相間および対地間の絶縁性能を回復させた。なお、5段目のMCCBユニットと母線を接続する部品については、確実に絶縁回復させるために取り外した。

表 4.8.4 電力中央研究所 HEAF 試験結果 (M/C (D/G) の一例)

(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

試験結果詳細データ一覧

温度 : 20~23°C、湿度 : 78~84%

試験番号	発弧箇所	試験電圧 ¹⁾ (kV)	相別	試験電流					通電時間(s)	最大アーケーパワー(MW)	全アーケンエネルギー(MJ)	内部圧力			破損状況
				最大波高値(kA)	初期3半端実効値(kA)	最終実効値(kA)	AC成分の時間積分値(kA·s)	投入位相 ²⁾ (deg)				測定箇所	最大値(kPa)	到達時間 ³⁾ (ms)	
9-1	フィーダ盤V 上段 VCB室内 二次側端子 ⁴⁾	6.96	R	11.7	6.82	4.32	12.54	164	2.69	17.2	14.7	フィーダ盤V上段正面	4.24	8.33	• 火災の発生なし • 発弧箇所の VCB 室以外に損傷なし
			S	10.2	6.77	3.95	12.43	93							
			T	10.8	6.62	3.88	12.11	93							
9-2	フィーダ盤W 上段 VCB室内 二次側端子 ⁵⁾	6.97	R	11.6	7.02	4.16	13.98	164	3.05	14.9	16.6	フィーダ盤W上段正面	2.98	8.24	• 火災の発生なし • 発弧箇所の VCB 室以外に損傷なし
			S	10.3	6.79	4.16	13.87	91							
			T	10.7	6.63	3.75	13.34	91							
9-3	受電盤U 下段 VCB室内 二次側端子 ⁶⁾	6.96	R	11.7	6.84	3.31	24.17	163	6.27	14.4	32.3	受電盤U下段正面	2.70	6.41	• 火災の発生あり • 試験開始から44分で消火活動開始。 • VCB 室と母線室間のパンチングメタルが溶損 • 母線の溶損なし
			S	9.91	6.79	2.83	24.05	95							
			T	11.1	6.66	2.85	22.67	95							

備考

1) 発電機電圧より換算した値(参考値)

2) 発電機電圧(S-T相)を基準とした位相角

3) 内部圧力上昇値が、三相の通電開始から最大値に達するまでの時間(500Hzのローパスフィルターを適用)

4) フィーダ盤V上段 VCB と受電盤U下段 VCB 投入、フィーダ盤V下段断路器を開放

5) フィーダ盤W上段 VCB と受電盤U下段 VCB 投入、フィーダ盤W下段 VCB を開放

6) 受電盤U下段 VCB 投入、受電盤Uとフィーダ盤Wの接続母線をフィーダ盤W側において切断

5. アーク火災発生の評価

5.1 アーク火災発生の評価の概要

電気盤においてアーク火災が発生する場合には、アーク放電発生の数十秒から数分後に目視により確認できる。また、電気盤周囲の熱流束を測定することによってもアーク火災の発生を確認できる。

アーク火災発生の有無とアークエネルギーの関係を評価することにより、アーク火災が発生する場合の電気盤固有のアークエネルギーのしきい値を求めることができる。

5.2 評価に用いる必要なデータ

(審査ガイド抜粋【3.2 評価に用いる必要なデータ】)

アーク火災評価には、アークエネルギー [J] 及びアーク放電の継続時間 [s] を用いる。なお、これらのデータについては、信頼性のある試験（事業者自らが直接行った試験に限らない。）に基づくものであることを確認すること。（解説-1）

HEAF 試験は、電力中央研究所に委託して実施しており、試験を実施した大電力試験所は、ISO/IEC17025(JIS Q 17025) (校正機関および試験所能力に関する一般要求事項)に適合する試験所として、公益財団法人 日本適合性認定協会から「試験所認定」を取得していることから、評価に用いたデータは、信頼性のある試験に基づくものである。

【参考】電力中央研究所ホームページより抜粋(<https://criepi.denken.or.jp/jp/hptl/quality.html>)



最終更新日 2018年5月28日

トップ | 品質方針 | 試験業務 | 試験設備 | 組織 | アクセス | パンフレット | English |



トップマネジメントによる品質方針と目標

「常に信頼性の高い試験結果を提供することにより、依頼者の満足を得るとともに、電気事業、引いては社会の発展に寄与する」ため、『JIS Q 17025』および公益財団法人 日本適合性認定協会が発行する『試験所及び校正機関 認定基準』に適合した試験所システムを構築・運用するとともに、運用に必要な経営資源の適正化を図ることを、品質方針とする。

大電力試験所の経営管理に当たっては、この品質方針のもと、下記を目標とする。

1. 品質目標を適切に設定し、品質確保に努める。
2. 大電力試験所の全ての職員に、品質方針を周知励行させる。
3. 大電力試験所の全ての職員が、品質規程に精通し、かつ、方針および手順を遵守して業務を遂行する。
4. マネジメントシステムの構築および実施、ならびに継続的改善に万全を期す。
5. マネジメントシステムの適切性および有効性を確認するため、毎年1回、見直しを行う。
6. 大電力試験所の全ての職員も、横須賀運営センター環境マネジメントシステムの『環境方針』を遵守し、関連業務を遂行する。

一般財団法人 電力中央研究所
電力技術研究所長

5.3 アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価

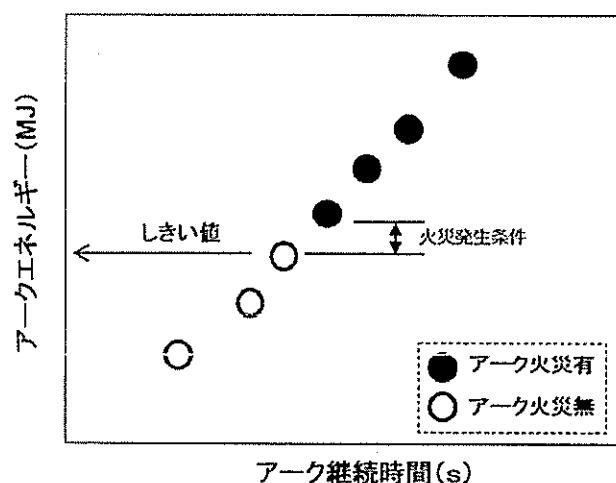
(審査ガイド抜粋【3.3 アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価】)

電気盤においてアーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値（以下単に「しきい値」という。（解説一3））を求める際には、アーク火災発生の有無とその時のアークエネルギーとの関係を評価する。しきい値が、HEAF 試験においてアーク火災が発生しなかった場合の最大のアークエネルギー値となっていること及びアーク火災が発生した全てのアークエネルギー値を下回っていることを確認する。ただし、HEAF 試験の結果、火災の発生に至らないと判断された場合は、しきい値の算定は不要である。（解説一4）

（解説一3）しきい値

アーク火災が発生する場合の電気盤固有の真のしきい値（実際に火災が発生するしきい値）は、アーク火災が発生した時の値と発生しなかった時の値の間に存在する。（付録 D 参照）

付録 D アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価の例



（解説一4）火災の発生に至らないと判断された場合について

HEAF 試験の結果、アーク火災の発生に至らない場合がある（例えば、小型の電気盤などにおいて内部の構成部品が吹き飛び、通電できなくなることでアークエネルギーが比較的小さい値になる等）。この様な場合には、しきい値が存在しないことから、その算定は不要とする。

HEAF 試験により M/C、P/C、C/C、M/C (D/G) の電気盤において、それぞれ図 5.3.1～図 5.3.4 に示す試験結果が得られ、しきい値の設定については、それぞれの測定誤差を保守的に考慮した上で、さらに端数を切り捨てて、それぞれの電気盤においてしきい値 (M/C 25MJ、P/C 18MJ、C/C 4.4MJ、M/C (D/G) 16MJ) を決定した。（表 5.3.1 参照）

また、しきい値が、HEAF 試験においてアーク火災が発生しなかった場合の最大のアークエネルギー値となっていること及びアーク火災が発生した全てのアークエネルギー値を下回っていることを確認した。

なお、アーク火災発生の判定については、以下の方法により実施した。

- アーク放電後、電気盤の盤外に対する炎の有無を目視により確認
- 盤外に炎が見られない時は
 - (1) 盤の扉を開けて内部を目視にて直接確認
⇒M/C、P/C耐震盤
 - (2) 電気盤の発熱速度(HRR)の測定により、発熱速度の継続的な上昇の有無を確認
⇒(1)以外

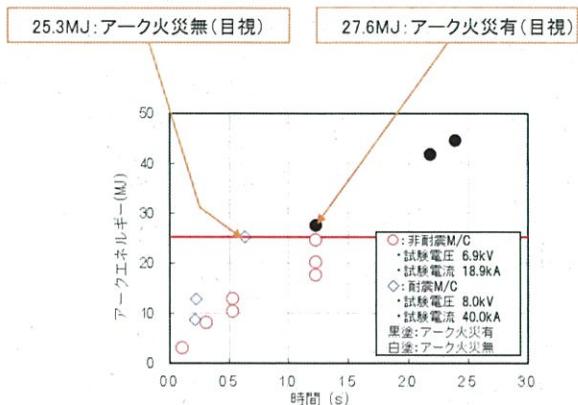


図 5.3.1 M/C 試験結果

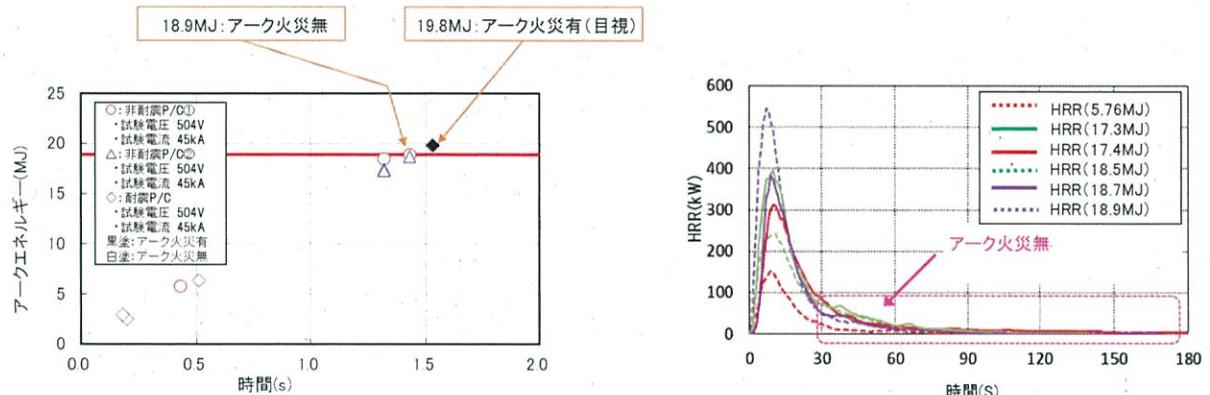


図 5.3.2 P/C 試験結果

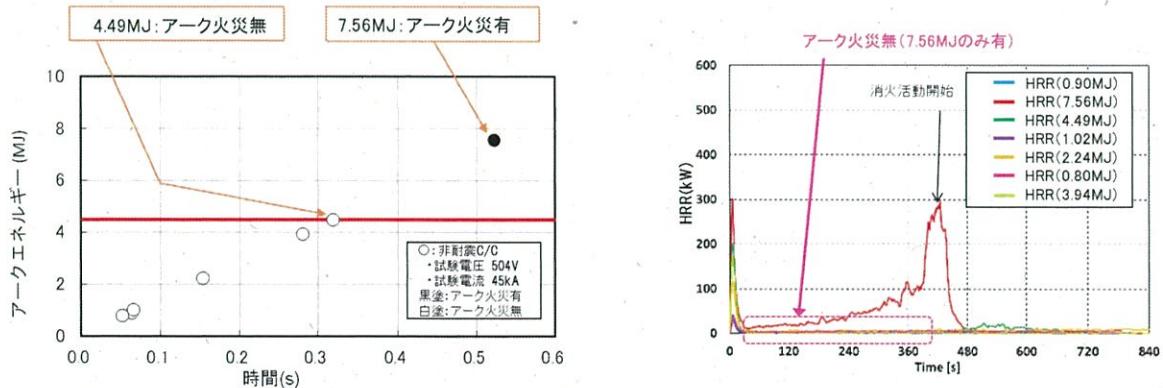


図 5.3.3 C/C 試験結果

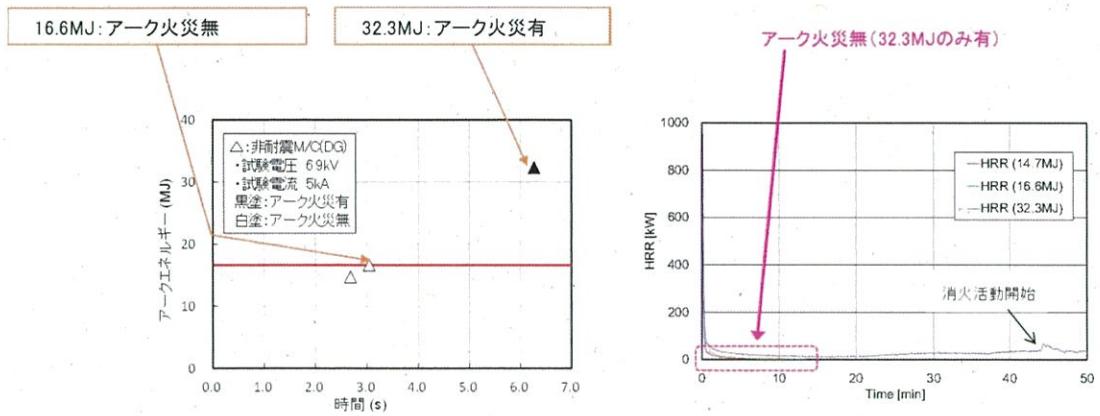


図 5.3.4 M/C (D/G) 試験結果
(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

表 5.3.1 測定誤差を考慮したしきい値の設定

	①アーク火災が発生しなかつた最大のアークエネルギー (MJ)	測定誤差 (%)	測定誤差を含む ①の値 (MJ)	しきい値 (MJ)
M/C	25.3	0.8	25.09	25
P/C	18.9	0.6	18.78	18
C/C	4.49	0.6	4.46	4.4
M/C(D/G)	16.6	0.8	16.46	16

5.4 しきい値に係る解析による評価

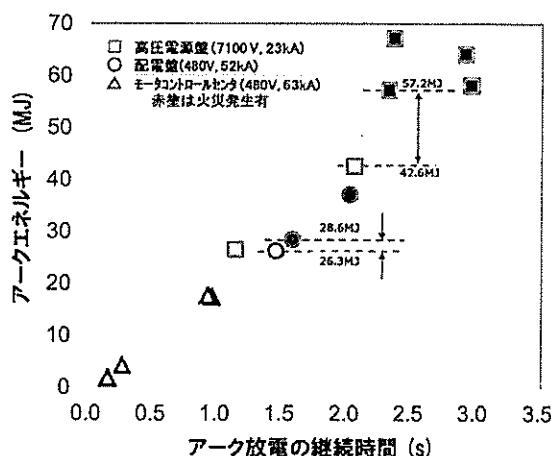
(審査ガイド抜粋【3.4 しきい値に係る解析による評価】)

しきい値については、HEAF 試験の結果に基づく解析によって評価してもよい。その際には、電気盤内の空間容積や密閉性、定格電圧や短絡電流値の大小等を考慮した条件設定が行われていることを確認する。(解説—5)

(解説—5) 空間容積や密閉性の考慮の必要性

過去に原子力規制庁が実施した HEAF 試験において、電気盤内の空間容積や密閉性によって、アーク火災の発生に必要なアークエネルギーが大きく異なることが示された。これにより、アーク火災の発生に必要なアークエネルギーは、電気盤内の空間容積の大小や密閉性の高低と関係するといえる。(付録 E 参照)

付録 E 原子力規制庁の HEAF 試験結果の一例



しきい値については、解析による評価は用いず、HEAF 試験の結果により評価し決定した。

なお、解説—5「空間容積や密閉性の考慮の必要性」については、M/C、P/C、C/C のそれぞれにおいて電気盤内の空間容積や密閉性の差があることから、それぞれ HEAF 試験を実施し、その結果より評価しアークエネルギーのしきい値を決定した。

また、M/C (D/G) 試験についても、「4.1 電気盤の選定」の記載の通り、電気盤内の空間容積や密閉性において、M/C (D/G) 試験と先行 M/C 試験で明確な差はなくアークメカニズムも同様であることから、先行 M/C 試験と同様に解析による評価は用いず、HEAF 試験の結果により評価しアークエネルギーのしきい値を決定した。

6. HEAF 対策に係る対策の判断基準

(審査ガイド抜粋【4. HEAF 対策に係る対策の判断基準】)

実用発電用原子炉施設の保安電源設備のうち、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（例えば、2.5m 以内にあるもの（解説－6））の遮断器の遮断時間が、3. 3 又は 3. 4 において評価したしきい値に対応するアーク放電の継続時間と比べ、小さい値となっていることを確認する。

ただし、短絡等が起きたとしても非常に短時間（例えば、0.1 秒以下）で電気盤への電力供給を止めることができる場合（例えば、受電側に短絡遮断器が設置されている等）や、火災の発生に至らないと判断された場合は、適切に遮断されていると判断してもよい。（解説－4）

（解説－4）火災の発生に至らないと判断された場合について

HEAF 試験の結果、アーク火災の発生に至らない場合がある（例えば、小型の電気盤などにおいて内部の構成部品が吹き飛び、通電できなくなることでアークエネルギーが比較的小さい値になる等）。この様な場合には、しきい値が存在しないことから、その算定は不要とする。

（解説－6）電気盤に影響を与えるおそれのある範囲について

米国においては、火災防護の要求として、ケーブル処理室でのケーブルトレイの水平距離を 0.9m 以上離すとしている¹⁵。また、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震の際に女川原子力発電所において発生したアーク火災において、水平距離 2.5m より離れた電気盤には HEAF の影響が及んでいたことを踏まえ、影響を与えるおそれのある範囲の目安として、2.5m 以内にあるものとした。ただし、実験等によりアーク火災の影響範囲が特定できる場合は、その結果を考慮する必要がある。また、その際に、当該電気盤内の遮断器だけでなく、当該電気盤の受電側の遮断器についても、同様にその他必要な対策（参考－2）を含め、確認する。

（参考－2）火災感知設備及び消火設備

火災防護審査基準は、

- ・火災感知設備について、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できる場所に設置すること
- ・消火設備について、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること

を求めている。火災感知設備及び消火設備については、HEAF が発生した場合を配慮して配置されていることを確認する必要がある。

(1) 遮断器の遮断時間の設定

実用発電用原子炉施設の保安電源設備のうち、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤に発生するアークエネルギーが、「4.2 アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価」にて評価したアークエネルギーのしきい値以下となるよう、遮断器の遮断時間を設定する。

電気盤に発生するアークエネルギーは、電気盤に発生する三相短絡電流及びHEAF試験の結果から得られたアーク電圧の積により算出したアークパワーを遮断器の遮断時間で積分した値としており、以下の式にて算出した。

$$E_{3\phi} = V_{arc} \times I_{arc} \times t_{arc}$$
$$= 0.9 \times V_{arc} \times I_{rms} \times t_{arc}$$

$E_{3\phi}$: 三相のアークエネルギー

V_{arc} : HEAF試験の結果から得られたアーク電圧

I_{arc} : 三相短絡電流の平均値

I_{rms} : 三相短絡電流の実効値

t_{arc} : アーク発生時の遮断器の遮断時間

a. HEAF試験の結果から得られたアーク電圧について

アークエネルギーの算出時に使用するアーク電圧は、HEAF試験の結果から表6.3に示すとおり、非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤の場合 1.33kVとする。

b. 各電気盤に発生する三相短絡電流について

アークエネルギーの算出時に使用する三相短絡電流は、実機で発生する三相短絡電流値に近い値を算出するため、電源から短絡箇所までの電路インピーダンス%Z(ケーブル、発電機、変圧器含む)を用いて、以下の式にて算出した。

$$\text{短絡電流(A)} = \frac{\text{基準容量(VA)}}{\sqrt{3} \times \text{基準電圧(V)}} \times \frac{100}{\%Z}$$

c. アーク放電の遮断時間について

アークエネルギーの算出時に使用するアーク放電の遮断時間は、保護継電器及び補助リレーの動作時間、遮断器の開極時間等並びに保護継電器等の誤差を考慮した合計値について、設計としてとりうる最大値（以下、「設計確認値」という。）を設定し、設計確認値によるアークエネルギーがアークエネルギーのしきい値以下となるよう設計している（図 6.1）。

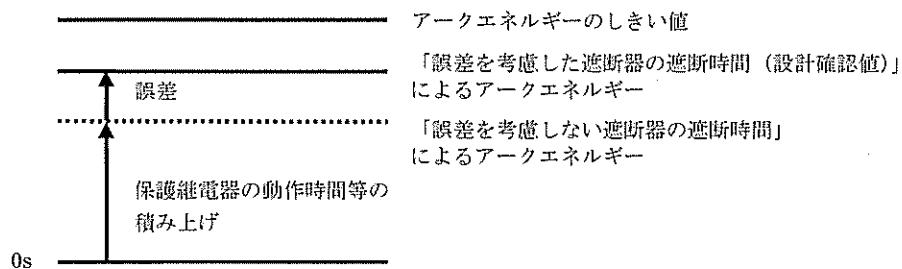


図 6.1 遮断時間の考え方

また、非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤については、当該遮断器と非常用ディーゼル発電機の間に遮断器がないことから、HEAF 発生時には非常用ディーゼル発電機を停止することにより非常用ディーゼル発電機からの給電がアークエネルギーのしきい値以下となるよう設計している。

非常用ディーゼル発電機の短絡電流（発電機停止による電流減衰過程含む）は、文献に基づく一般的な以下の①及び②の算出式[1]を用いて計算した。ただし、過渡段階以降の同期インピーダンスにより算出される短絡電流（以下、「持続短絡電流」という。）を求める際の励磁特性に関する係数については、実際の非常用ディーゼル発電機に即したメーカ知見による係数を採用している。

この式に用いた定数は表 6.1 のとおり。計算結果を表 6.3 及び図 6.4 に示す。①の算出式は、消磁コンタクタが投入されるより前の短絡電流の計算式であり、消磁コンタクタの投入により消磁された後は、②の式のとおり短絡回路の時定数によって電流が減衰する。

① 消磁前（持続短絡電流がある場合）の三相突発短絡電流

$$I_{rms1} = \sqrt{I_{ac1}^2 + I_{dc1}^2}$$

$$I_{ac1} = I_d + (I_d' - I_d)e^{-\frac{t}{T_{d'}}} + (I_d'' - I_d')e^{-\frac{t}{T_{d''}}}$$

$$I_{dc1} = -\sqrt{2}I'' \cos \alpha \times e^{-\frac{t}{T_{dc}}}$$

② 消磁後（持続短絡電流がない場合）の三相突発短絡電流

$$I_{rms2} = \sqrt{I_{ac2}^2 + I_{dc2}^2}$$

$$I_{ac2} = I_d'e^{-\frac{t}{T_{d'}}} + (I_d'' - I_d')e^{-\frac{t}{T_{d''}}}$$

$$I_{dc2} = -\sqrt{2}I'' \cos \alpha \times e^{-\frac{t}{T_{dc}}}$$

[1]参考文献：新田目 健造『電力系統技術計算の応用』(1981)、P.84～P.88

表 6.1 短絡電流算出式定数一覧

記号	定数
I_{rms}	短絡電流の実効値
I_{ac}	短絡電流の交流分の瞬時値
I_{dc}	短絡電流の直流分の瞬時値
I_d	短絡電流持続電流
I_d'	短絡電流交流分の過渡電流
I_d''	短絡電流交流分の初期過渡電流
$T_{d'}$	短絡電流交流分の過渡時定数
$T_{d''}$	短絡電流交流分の初期過渡時定数
T_{dc}	短絡電流直流分の時定数
α	短絡瞬時の電圧の位相角

なお、アーク放電の遮断時間に含まれる誤差の考え方を図 6.2.1 及び図 6.2.2 に示し、考慮した誤差について表 6.2 に示す。

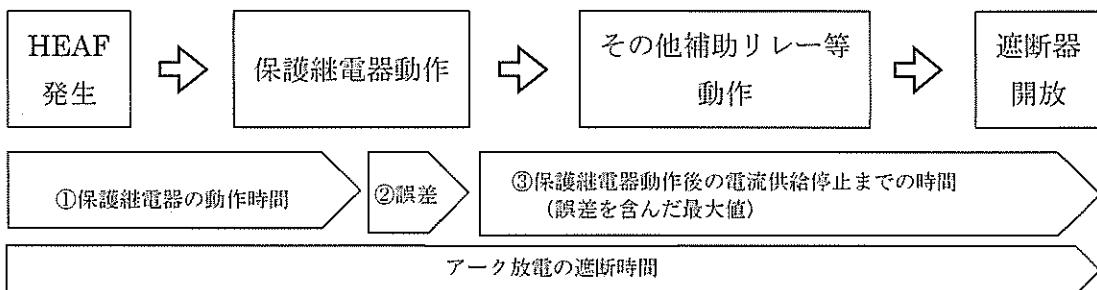


図 6.2.1 遮断器の遮断時間に含まれる誤差の考え方

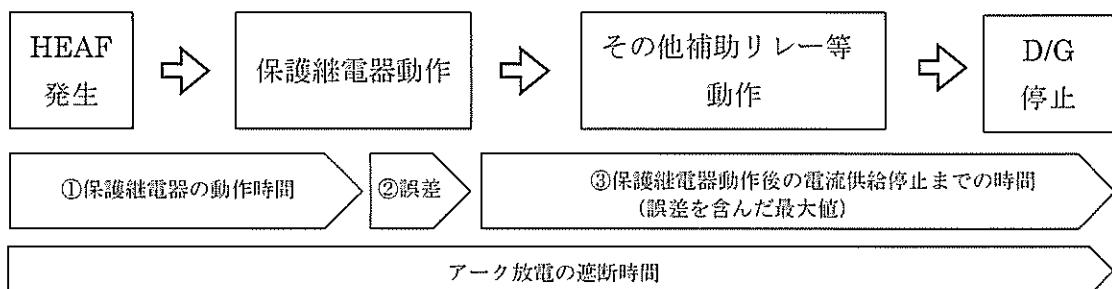


図 6.2.2 電流の供給停止時間に含まれる誤差の考え方
(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

表 6.2 遮断器の遮断時間に関する誤差

誤差 パターン	使用する保護継電器		誤差	
	機種	保護要素		
a	製品 A	51(過電流継電器)	+7%	
b		50(短絡継電器)	+0.025s	動作設定域 : 0.1 秒～0.4 秒
c			+5%	動作設定域 : 0.5 秒～1.0 秒
d	製品 B	50(短絡継電器)	—※	
e	製品 C	50(短絡継電器)	—※	

※保護継電器の動作時間の設定値に対するプラス誤差 0 秒。

各電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧を表 6.3 に示す。

なお、アーク放電の遮断時間を設定する際に実施する保護继電器の動作時間の設定については、上流及び下流の保護继電器の動作時間と協調を図ることで、電気事故による影響範囲を局所化する設計とする。

非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤の場合、実機に設定する 50 保護リレーの動作時間は、その動作時間に対応するアーク放電の遮断時間が設計確認値以下となること及び保護協調を考慮した設定する。具体的には、他の保護リレーよりも先に動作しないよう協調取って設定されている既設のメタクラ母線過電流保護リレーの動作時間と同じ 0.200[sec]に設定する。この 50 保護リレーの追設による保護リレー整定のイメージを図 6.3 に示す。

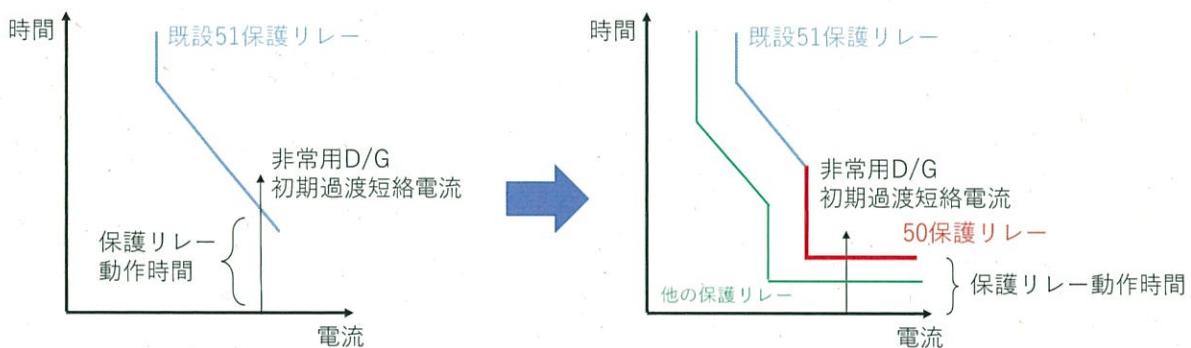


図 6.3 非常用ディーゼル発電機 50 保護リレー追設による保護リレー整定イメージ

また、非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤について、表 6.3 に示す遮断時間の考え方とは、以下のとおり。

- ① 50 保護リレーの動作時間は動作設定域の最大値である 1.000[sec]とした。
- ② 50 保護リレーの動作時間により、表 6.2 の誤差パターン c (+5%) に該当する 0.050[sec] の測定誤差を考慮した。
- ③-1 アーク放電をディーゼル発電機受電遮断器で遮断する場合の遮断時間は、補助リレー等の動作時間とディーゼル発電機受電遮断器の仕様（遮断器の開放時間）で決定した。
 - ・補助リレー等の動作時間（プラス誤差含む。）：0.100[sec]
 - ・ディーゼル発電機受電遮断器開放時間 : 0.084[sec]
- ③-2 アーク放電を非常用ディーゼル発電機の停止により遮断する場合は、非常用ディーゼル発電機の短絡電流の式により遮断時間を算出した。

表 6.3 各電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧 (1/2)

機器 名称	遮断器名称	アーク放電を遮断するため に開放する遮断器	①保護兼 電器の動作 時間 ^{※1} (sec)	②誤差 (sec)	[②誤差] を考慮しない場合		[②誤差] を考慮した場合		アークエ ネルギーのしきい 値 (MJ)	アークエ ネルギー のしきい 値 (kJ)	考 慮して いる誤差 バターン
					③遮断器 の開極時 間等 (sec)	①+③ 遮断時間 ^{※1} (sec)	①+②+③ 遮断時間 ^{※1,2} (sec)	アークエネ ルギー ^{※1,2} (MJ)			
メタルクラップ開閉装置	52H3C(所内変圧器受電3C), 52H3D(所内変圧器受電3D) 52E3C(子備変圧器受電3C), 52E3D(子備変圧器受電3D)	18・43(主変圧器), 18・33(旁路負荷開閉器)	0.490	—	0.094	0.584	24.8	0.584	24.8	35.1	d
ソード	6・3C母線に接続される遮断器 (52H3C, 52E3C, 52G3Aを除く)	52H3CC(所内変圧器受電3C) 52E3C(子備変圧器受電3C)	0.200	0.025	0.100	0.300	12.7	0.325	13.8	35.1	b
ノダ	6・3D母線に接続される遮断器 (52H3D, 52E3D, 52G3Bを除く)	52H3D(所内変圧器受電3D) 52E3D(子備変圧器受電3D)	0.200	0.025	0.100	0.300	12.7	0.325	13.8	35.1	b
ワーサ	5243C1S(動変受電3C1) (動力変圧器3G1受電遮断器)	5243C1P	1.123	0.079	0.084	1.207	16.6	1.286	17.7	32.7	a
セイ	5243C2S(動変受電3C2) (動力変圧器3C2受電遮断器)	5243C2P	1.123	0.079	0.084	1.207	16.6	1.286	17.7	32.7	a
タ	5243D1S(動変受電3D1) (動力変圧器3D1受電遮断器)	5243D1P	1.123	0.079	0.084	1.207	16.6	1.286	17.7	32.7	a
コントロ	5243D2S(動変受電3D2) (動力変圧器3D2受電遮断器)	5243D2P	1.123	0.079	0.084	1.207	16.6	1.286	17.7	32.7	a
ルセシ	4・3C母線に接続される遮断器 (5243C1Sを除く)	5243C1S(動変受電3C1)	0.800	0.040	0.083	0.883	12.2	0.923	12.7	32.7	c
ンダ	4・3C母線に接続される遮断器 (5243C2Sを除く)	5243C2S(動変受電3C2)	0.800	0.040	0.083	0.883	12.2	0.923	12.7	32.7	c
トロ	4・3D1母線に接続される遮断器 (5243D1Sを除く)	5243D1S(動変受電3D1)	0.800	0.040	0.083	0.883	12.2	0.923	12.7	32.7	c
ルセシ	4・3D2母線に接続される遮断器 (5243D2Sを除く)	5243D2S(動変受電3D2)	0.800	0.040	0.083	0.883	12.2	0.923	12.7	32.7	c
ンダ	原子炉C/C3C1に接続される遮断器 原子炉C/C3C2に接続される遮断器 原子炉C/C3C3に接続される遮断器	原子炉C/C3C1受電遮断器 原子炉C/C3C2受電遮断器 原子炉C/C3C3受電遮断器	0.180	—	0.017	0.197	3.79	0.197	3.79	31.6	e
トロ	原子炉C/C3D1に接続される遮断器 原子炉C/C3D2に接続される遮断器	原子炉C/C3D1受電遮断器 原子炉C/C3D2受電遮断器	0.180	—	0.017	0.197	3.79	0.197	3.79	31.6	e
ルセシ	原子炉C/C3D3に接続される遮断器	原子炉C/C3D3受電遮断器	0.180	—	0.017	0.197	3.79	0.197	3.79	31.6	e

※1 今後の具体的な設計段階で、本数値以下となるよう設計する。
 ※2 設工認申請書には、設計確認値として本数値を記載している。

表 6.3 各電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧 (2/2)

(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

機器 名称	アーク放電発生箇所 遮断器名称	「②誤差」を考慮しない場合			「②誤差」を考慮した場合		
		①保護絶縁器 の動作時間 [*] (sec)	②誤差 (sec)	③維電器動作後 の電流供給停止 までの時間 (sec)	①+③ 遮断時間 [*] (sec)	③維電器動作後 の電流供給停止 までの時間 (sec)	①+②+③ 遮断時間 [*] _{1,2} (sec)
52G3A (非常用ディーゼル発電機受遮断器)	アーク放電を遮断するために開放するための措置	1.000	0.050	5.763	6.763	10.92	5.734
6-3C 母線に接続される遮断器 (52H3C,52E3C,52G3Aを除く)	発電機3A停止	1.000	0.050	0.184	1.184	6.04	0.184
52G3B (非常用ディーゼル発電機受遮断器)	非常用ディーゼル発電機3B停止	1.000	0.050	5.863	6.863	10.99	5.861
6-3D 母線に接続される遮断器 (52H3D,52E3D,52G3Bを除く)	発電機3B停止	1.000	0.050	0.184	1.184	6.03	0.184

※1 今后の具体的な設計段階で、本数値以下となるよう設計する。

※2 設工認申請書には、設計確認値として本数値を記載している。

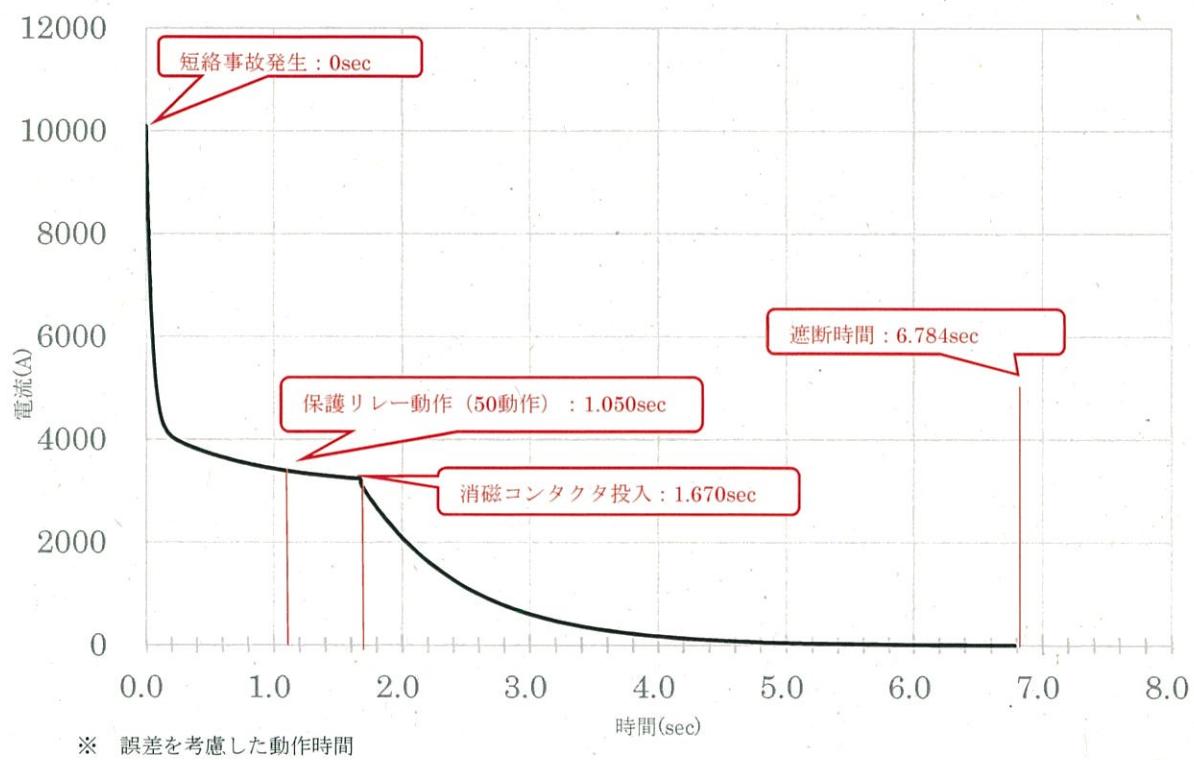


図 6.4 アーク電流の減衰 (伊方 3 号機)

d. 非常用ディーゼル発電機停止のための保護継電器追加における回路構成について

非常用ディーゼル発電機受電遮断器でアーク放電が発生した場合、HEAF 発生に起因した短絡電流を早期に検出し非常用ディーゼル発電機を停止するため、既存のディーゼル発電機制御盤内に過電流継電器（以下「50 保護リレー」という。）を追加する。今回の 50 保護リレー追加における追加ロジック、回路構成のインターロック図の概略を図 6.5 に示す。

追加する 50 保護リレーについては、SI 信号発信時においても HEAF による電気盤の損壊の拡大防止を優先する必要あるため、現状の 51 保護リレー（発電機過電流要素）とは別に保護リレーをディーゼル発電機盤内に追加し、重故障扱いとする。

また、アークエネルギー抑制の観点から、非常用ディーゼル発電機機関の停止後速やかに HEAF 発生点である非常用ディーゼル発電機受電遮断器への電流供給を停止する必要があることから、50 保護リレー動作で非常用ディーゼル発電機の消磁コンタクタを投入する。

なお、50 保護リレーは既存のディーゼル発電機制御盤内に追加し、耐震、溢水影響等については既評価から変更が無いよう設計する。

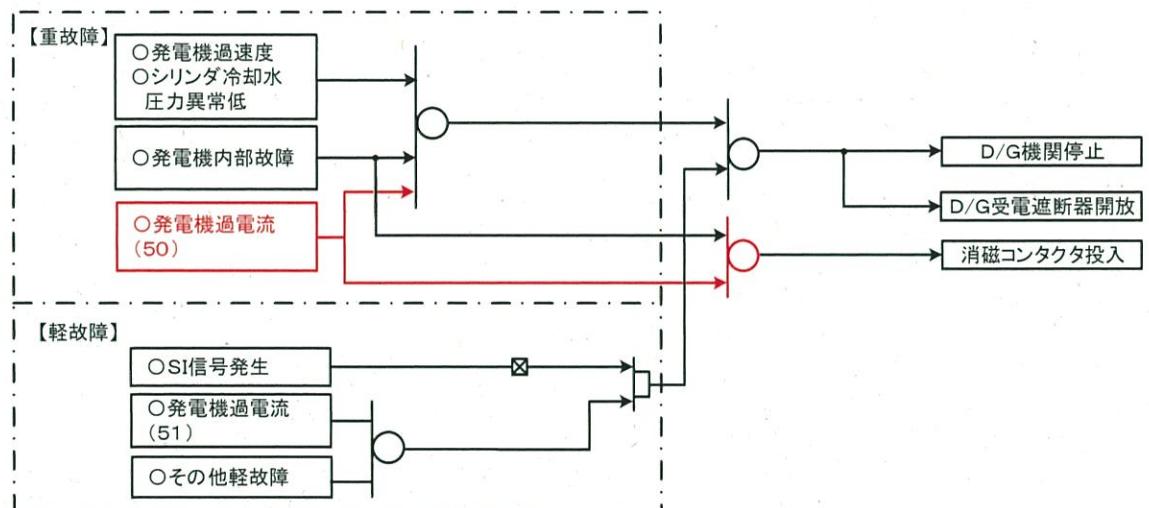


図 6.5 インターロック図 (概要)

(2) 火災感知設備及び消火設備の配置

a. HEAF による火災影響の範囲

火災感知設備及び消火設備（以下、「火災感知設備等」という。）について、HEAF による火災影響の範囲（Zone of Influence. 以下、「ZOI」という。）を HEAF 試験により確認した。

(a) HEAF 試験による評価対象設備の選定

HEAF 試験にあたって、図 6.6 に示すフローを用いて、HEAF による火災の影響評価が必要な設備（以下、「評価対象設備」という。）の選定を行った。評価対象設備を抽出した結果、火災感知器が評価対象設備として選定された。（表 6.4、図 6.7 参照）

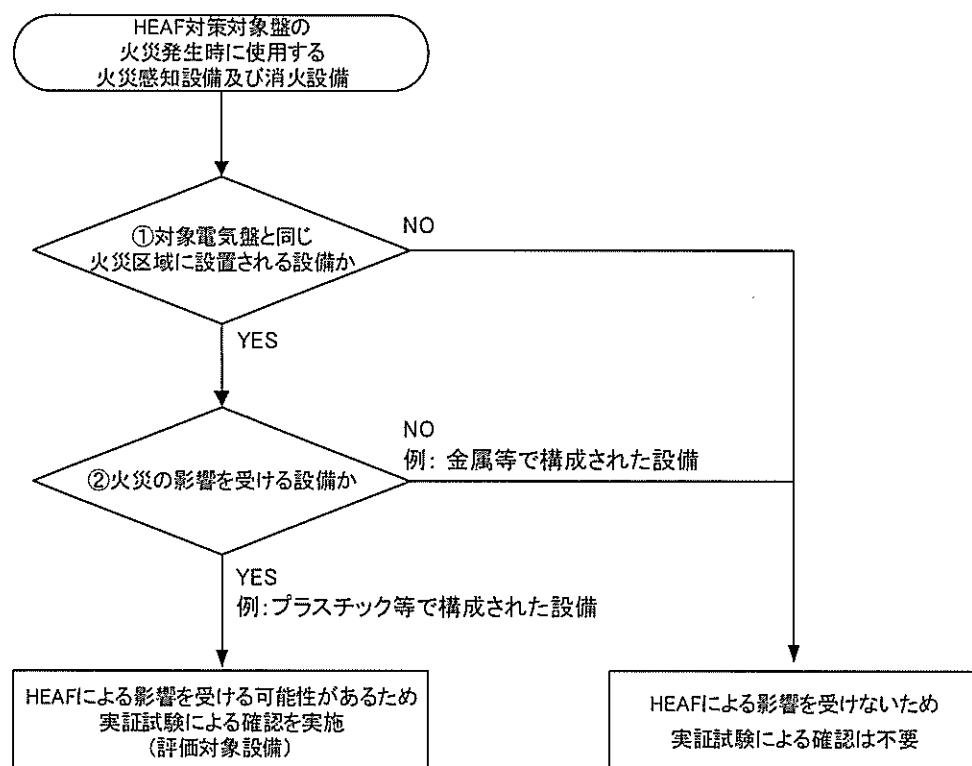


図 6.6 評価対象設備の選定フロー

表 6.4 評価対象設備の選定結果

HEAF 対策対象盤の 火災発生時に使用する 火災感知設備及び消火設備		①対象電気盤と同 じ火災区域に設置 される設備か 〔○：YES ×：NO〕	②火災の影響を受 ける設備か 〔○：YES ×：NO〕	評価対象 設備 〔○：対象 ×：対象外〕
火災感知 設備	火災感知器	○	○	○
	火災受信機盤	×	—	×
消火設備	火災感知器	○	○	○
	ハロンポンベ	×	—	×
	選択弁	×	—	×
	容器弁	×	—	×
	制御盤	×	—	×
	ガス供給配管	○	× (金属のみで構成)	×

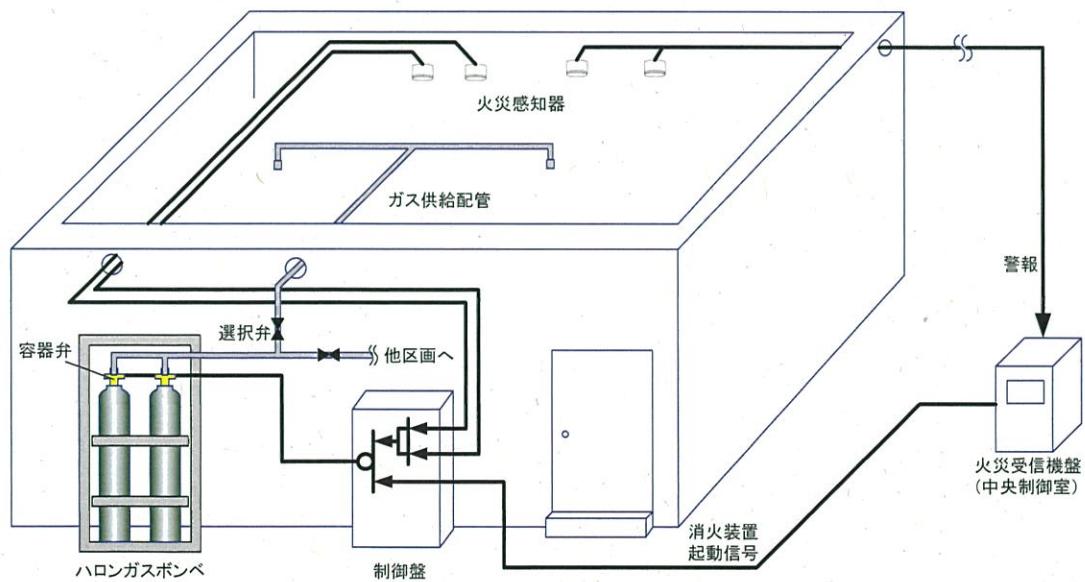


図 6.7 火災感知設備及び消火設備のシステム構成概要図

(b) 評価方法

NUREG/CR-6850（火災PRA評価手法）・付属書M（以下、「NUREG」という。）において、HEAFによるZOIは、電気盤の上方1.5mとしていることから、HEAF試験においては、電気盤の上方1.5mに火災感知器を設置し、HEAF発生後に機能喪失しないことを確認する。なお、NUREGにおいては、水平方向のZOIは0.9mと規定されているが、火災感知器は電気盤の水平方向に設置されないことから、鉛直方向のみのZOIの確認を行った。

(c) 評価結果

HEAF試験において、M/C、P/C、C/Cとともに、HEAF発生後も火災感知器の機能喪失はなかった。このため、NUREGで示されたZOI（鉛直方向）を適用する。

b. 火災感知設備等の配置の確認

重要安全施設（「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第2条第2項第9号に規定する重要安全施設をいう。以下同じ。）へ電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全施設（重要安全施設を除く。）への電力供給に係るものに限る。）のうち非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤（以下「HEAF対策対象盤」という。）は、火災防護審査基準に基づき、火災防護対策を実施する機器として選定し、火災区域を設定して火災防護対策を実施している。

HEAF対策対象盤の火災感知設備及び消火設備について、「審査ガイド」に基づき、HEAFが発生した場合を配慮して配置されていることを確認する。

なお、火災が発生した場合の影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計としている。

「a. HEAFによる火災影響の範囲」の評価結果に基づき、火災感知器がNUREGに示された図6.8のZOIの範囲内に設置されていないことを確認する。

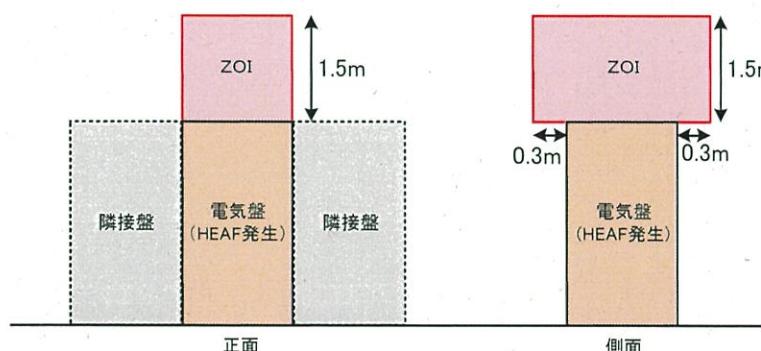


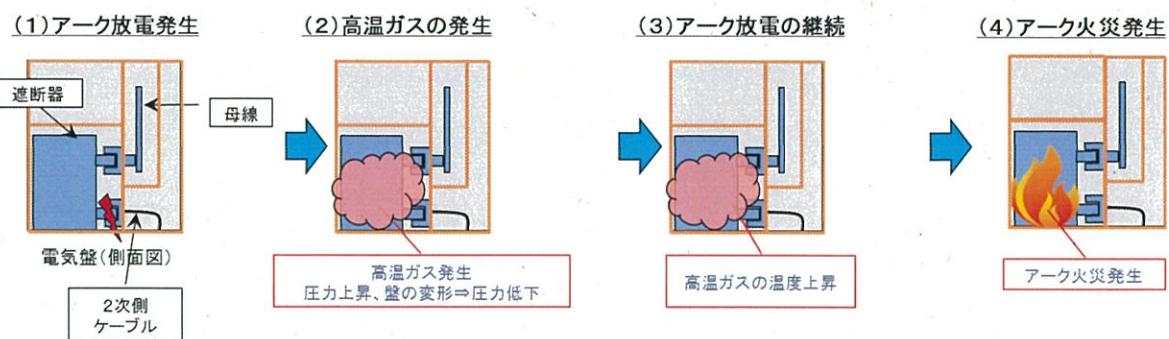
図6.8 火災感知器に対するHEAFのZOI

c. 確認結果

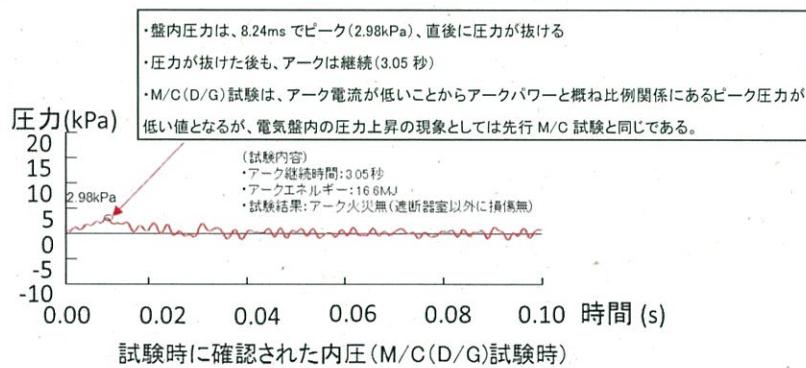
確認の結果、HEAF対策の対象電気盤のZOI範囲内に火災感知器はないことから、火災感知設備等は、HEAFを配慮して配置されている。確認の結果について、添付資料-2に示す。

同等性に影響を与える恐れのあるパラメータの整理に関する補足

1. アーク火災発生のメカニズムについて



- (1) 電気盤遮断器室内の遮断器の1次側（又は2次側）に銅線で三相短絡し、短絡電流を流すことによりアーク放電を発生させると、金属ヒュームを含んだ高温ガスが発生する。
- (2) 電気盤は、金属ヒュームを含んだ高温ガス等の要因により、以下のグラフのとおり、0.01秒～0.02秒後 (M/C(D/G)試験は約0.01秒後) に圧力上昇はピークとなり、その後電気盤の開口部や盤内仕切板の変形 (M/C (D/G) 試験ではアークパワーが小さいことから仕切板の変形には至らない) により高温ガスは電気盤外に抜け、盤内圧力は減少傾向になる。なお、電気盤は密閉構造ではなく開口部を有する構造であることから、圧力の上昇に伴い盤内の温度が上昇するものではない。



盤内開口部の状態(遮断器室)

- (3, 4) 短時間で大部分の高温ガスは電気盤外に放出されるが、一部はアーク放電の発生箇所である遮断器近傍に滞留することから、高温ガスから可燃物にエネルギーが伝播し、あるしきい値以上のエネルギーが印加されるとアーク火災となる。試験体系上、アークを発生させた銅線をワイヤリングした箇所である遮断器近傍に最も高温ガスが滞留しやすいことから、遮断器室内の可燃物が主要な燃焼物であり、試験の結果とも一致している。



遮断器室アーカ発生、アーカ火災有、消火後の遮断器の様子

2. M/C (D/G) 試験と先行 M/C 試験との圧力上昇の相違点について

第3回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合（2018年10月15日開催）「資料3-2 高エネルギーアーク損傷（HEAF）に伴う火災対策に係る事業者の取り組み状況について」5頁（別添1参照）に試験体選定時の考え方を記載しており、HEAF発生時の圧力上昇は、盤の変形や開口部から圧力が抜けたため HEAF 発生直後の盤内温度上昇に盤内容積の大小は直接寄与しない旨説明している。

事業者意見の聴取に係る会合では、試験時に確認された電気盤の内圧は先行 M/C 試験を代表として記載しているが、HEAF 発生直後の最大圧力値は約 62.5kPa（火災が発生しない最大アークエネルギー）であった。それに比べて、M/C (D/G) 試験は約 2.98kPa（火災が発生しない最大アークエネルギー）であった（別添2参照）。

先行 M/C 試験と同様にアーク火災を防止するためにはアーク火災となるアークエネルギー（しきい値）以内に抑える設計とすることについて、前述の M/C (D/G) 試験、先行 M/C 試験の HEAF 発生直後の最大圧力の違いを踏まえてもアーク火災発生メカニズムとして同等であることについて補足説明する。

（1）M/C (D/G) 試験と先行 M/C 試験で用いた試験体、試験条件等の相違点

M/C (D/G) 試験と先行 M/C 試験で用いた試験体、試験条件等についてまとめた結果は表1のとおりである（詳細は別添3参照）。

試験条件のうち試験電流については、M/C (D/G) 試験は先行 M/C 試験の 1/4 程度の試験電流値である。それ以外（試験体、計測方法等）については明確な差はなく同等である。

表1 M/C (D/G) 試験 - 先行 M/C 試験の比較について

	M/C (D/G) 試験	先行 M/C 試験	比較・評価
試験体	規格： JEM-1425、JEC-2300 に基づき製造 開口面積：約 0.48m ²	規格： JEM-1425、JEC-2300 に基 づき製造 開口面積：約 0.07m ²	同一の規格で製造されており形状、盤容積（遮断器室）、絶縁物の種別、開口部の大きさなどに明確な差はない
試験条件	試験電圧：6.9kV 試験電流：5.0kA	試験電圧：6.9~8.0kV 試験電流：18.9~40.0kA	試験電圧は同等であるが試験電流については M/C(D/G) 試験は非常用 D/G 給電時の 3 相短絡電流を模擬しており M/C 試験時の約 13~25%程度の大きさ
計測方法	圧力センサ（共和電業 製・ひずみゲージ式・ 200kPa）	同左	センサ・測定箇所、測定方法ともに同等である。

(2) 試験電流値の差による影響について

アークエネルギーはアークパワーとアーク時間の積分値であるがアーク時間は可変パラメータであることから、HEAF 発生直後の現象の違いはアークパワー（アーク電圧とアーク電流の積）の差として現れる。

図 1 に HEAF 試験で得られた全ての M/C の最大アークパワー（アーク電圧とアーク電流の積）と圧力上昇最大値の関係を示すと概ね比例関係にあることがわかる。M/C (D/G) 試験における、最大アークパワーは 14.4~17.2MW であり、先行 M/C 試験時における値（非耐震：33.6~68.3MW, 耐震：84.9~156.9MW）と比べて小さい理由は、前述のとおり試験条件における電流値が小さいからである（M/C (D/G) 5kA, M/C (D/G) 以外の非耐震：18.9kA, 耐震：40kA）。

のことから、電気盤内の圧力上昇の現象としては、M/C (D/G) 試験および先行 M/C 試験の試験電流値の差によるものでありピーク圧力に違いはあるものの同様の波形形状を示しており試験状況からも開口部から高温ガスが電気盤外に抜けていることは明らかであることから圧力上昇の現象としては同様であると考えられる。（開放系アーク放電と試験データの比較については別紙 1 参照）

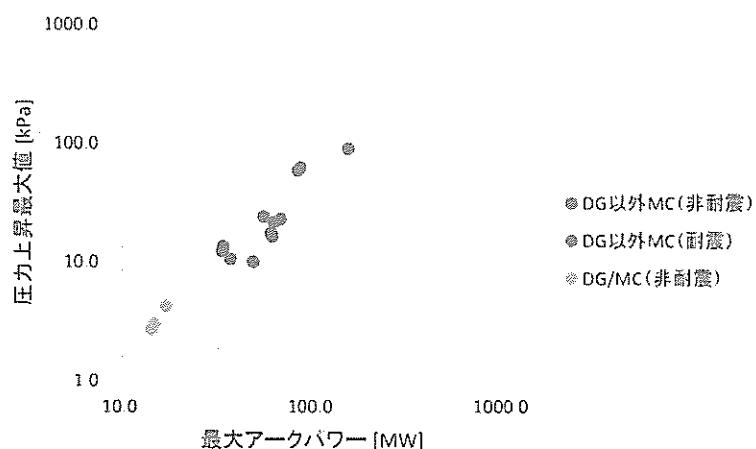


図 1 最大アークパワーと圧力上昇最大値の関係

(3) まとめ

今回の HEAF 試験では、図 1 のとおりアークパワーと圧力上昇値は比例関係にあることから、HEAF 発生直後の圧力上昇という現象は、外部電源受電時と非常用ディーゼル発電機給電時に違いはなく同様のメカニズムであると考えることができる。

よって、アーク火災発生のメカニズムである以下の①、②について、非常用ディーゼル発電機給電時においても①については本考察のとおり外部電源受電時と同等のメカニズムであると考えることができる。

- ①HEAF 発生直後の短時間で大部分の高温ガスは電気盤外に放出される
- ②一部の高温ガスは、アーク放電の発生箇所である遮断器近傍に滞留することから、高温ガスから可燃物にエネルギーが伝播し、あるしきい値以上のエネルギーが印加されるとアーク火災となる。

また、②については第3回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合（2018年10月15日開催）「資料3－2高エネルギーアーク損傷(HEAF)に伴う火災対策に係る事業者の取り組み状況について」補10頁（添付1参照）に記載のとおりM/Cについてはアークエネルギーが約25MJ以上となれば火災となり、アーク継続時間とアークエネルギーは基準電流25kAで換算すると外部電源受電時、非常用ディーゼル発電機給電時に違いはなく概ね比例関係にあることからも同等のメカニズムと考えることができる。

以上

開放系アーク放電と試験データの比較について

開放系アーク放電に関する Babrauskas 博士の論文^[1]によると図 1-1 のとおりアークパワー（横軸）は、発生圧力×離隔距離（アーク発生箇所と圧力測定箇所との間の距離）の積（縦軸）で整理できる。今回の電気盤寸法は、高さ 2.3m × 幅 1m × 奥行き 2.5m であり、電気盤の正面で測定した圧力が最大値を示したため離隔距離を 0.5m とした。試験時の条件を下表に整理し図 1-1 黄色プロットで示すと概ね Baker's theory と示された赤線付近にあることからも開放系の論文データと符合する。これより、アーク発生時の電気盤内圧力は、開放系のアークパワーと離隔距離の物理指標で整理できる。

また、試験状況ビデオからも高温ガスが開口部等から抜けることは明らかである。このことから M/C (D/G) 試験と先行 M/C 試験で使用した電気盤は盤内仕切り板変形や開口部を有する構造であることから、境界条件が開放系に近い同等の電気盤として扱うことができると推察する。

表 1-1 アーク発生時の電気盤内圧力に関連する物理量

物理量	M/C (D/G) 試験時	先行 M/V 試験時
アークパワー (横軸)	$2\pi fVI$ $= 2\pi \times 100\text{Hz} \times 1.33\text{kV} \times 5\text{kA}$ $\approx 4 \times 10^9 (9 \text{ 乗オーダー}) \text{W/s}$	$2\pi fVI$ $= 2\pi \times 100\text{Hz} \times 1.34\text{kV} \times 40\text{kA}$ $\approx 3.8 \times 10^{10} (10 \text{ 乗オーダー}) \text{W/s}$
圧力×離隔距離 (縦軸)	$2.98\text{kPa} \times 0.5\text{m}$ $\approx 1.5 \times 10^3 \text{Pa} \cdot \text{m}$	$62.5\text{kPa} \times 0.5\text{m}$ $\approx 3.1 \times 10^4 \text{Pa} \cdot \text{m}$

注) f : 周波数 (全波整流波形となることから $50 \times 2 = 100\text{Hz}$)

V : アーク電圧、 I : 試験電流

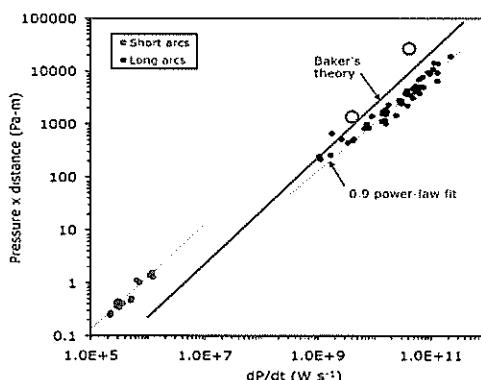


Figure 5 The results of Drouet and Nadeau for short (8 mm) and long (many meters) arcs

図 1-1 開放空間におけるアークパワーと圧力上昇の関係

出典[1] V.Babrauskas, "Electric Arc Explosions", Proc.12th Intl. Conf. Interflam, pp. 1283-1296, 2010

資料3-2 高エネルギーアーク損傷(HEAF)に伴う火災対策に係る事業者の取り組み状況について(抜粋)

I-3. 試験条件(1/2) 5 図・写真・出典(2)

- 試験方法は、「高エネルギーアーク損傷(HEAF)に係る電気盤の設計に関する審査ガイド」(以下、「審査ガイド」)を参照し、試験内容の妥当性を確認。(試験用電源盤の代表性、試験条件、アーク火災判定方法等)
- 主な試験条件を以下に示す。【審査ガイドの各項目適合状況:「III 補足資料」参照】

(1) 試験体の選定

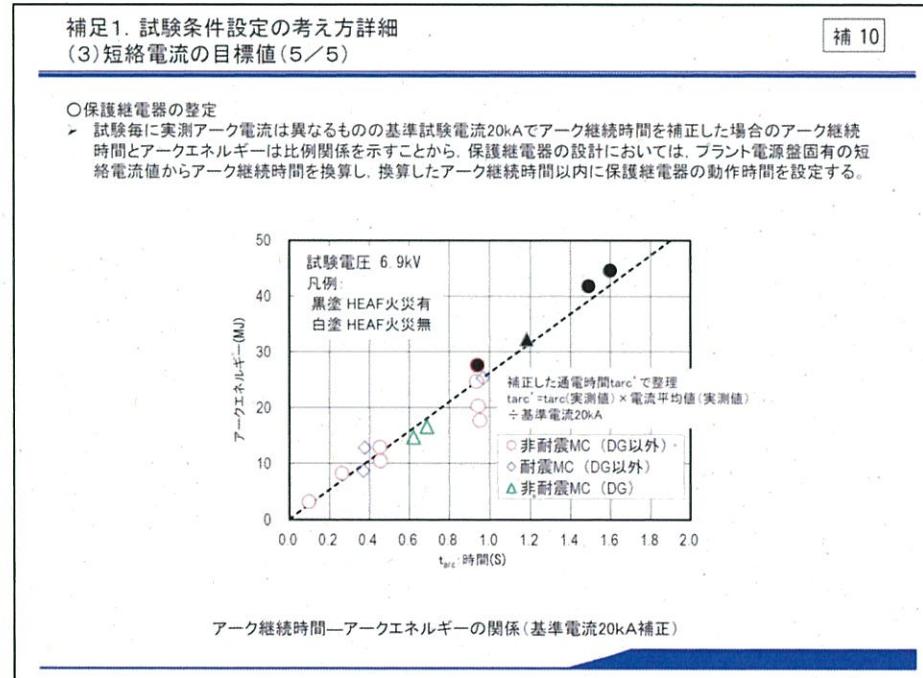
同種類の電源盤単位(M/C・P/C・C/C・C/G)の場合は同等と扱い試験を実施

- アーカ火災は、アーカ放電エネルギーにより盤内で発生する高温ガスによる熱的影響により当該部位の可燃物が加熱され、アーカ火災に至る。
- HEAF第一段階で盤内に発生した高温ガスによる盤内圧力上昇は、約0.01秒後にピークとなり約0.02秒後には圧力が抜けた。ボイル・シャルルの法則では、体積が一定の場合、圧力と温度は比例するが、電気盤は、盤の変形や開口部から圧力が抜けたため、盤内温度上昇に盤内容積の大小は直接寄与しない。また、盤内リレー・ケーブル等の可燃物は、同種類の電源盤(M/C・P/C・C/C)であれば、製造メーカによらず、同程度であることを踏まえ、試験体を選定。

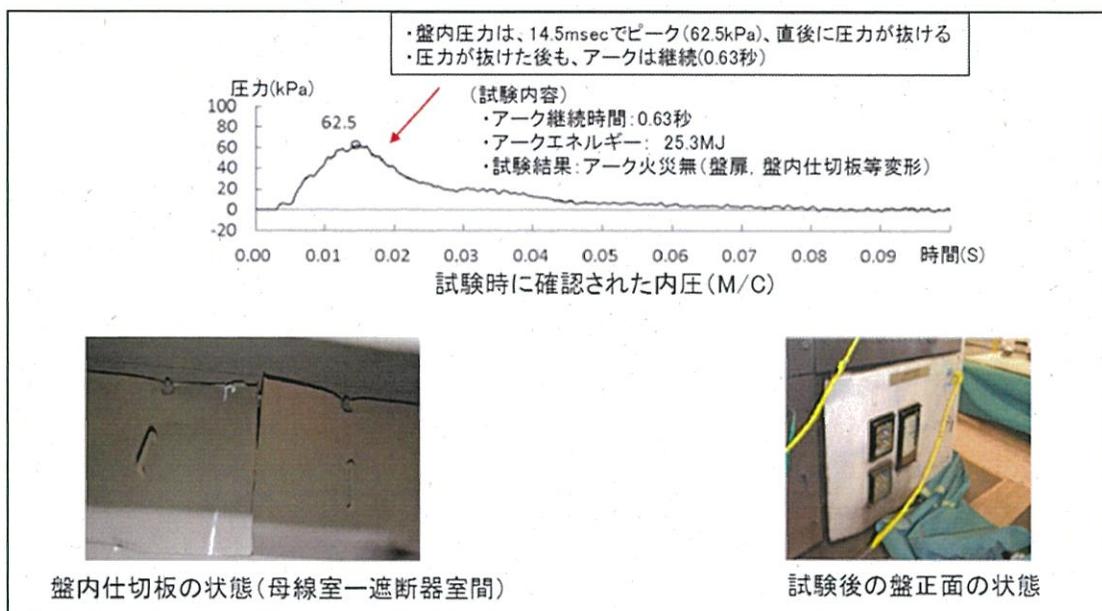
試験時に確認された内圧(M/C(D/G以外))

試験中の盤内仕切板の状態(母線室-遮断器室間)

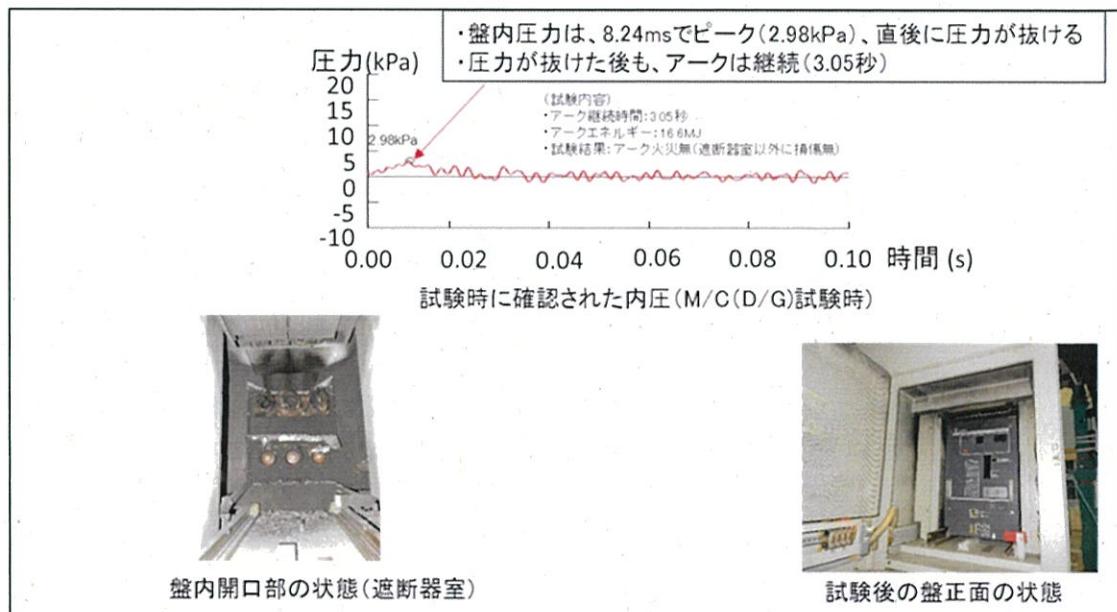
試験後の盤正面の状態



(1) 先行 M/C 試験の電気盤内圧



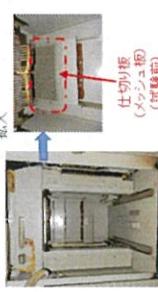
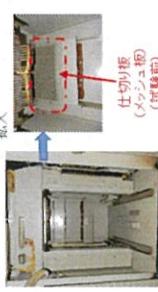
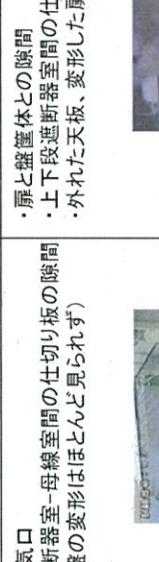
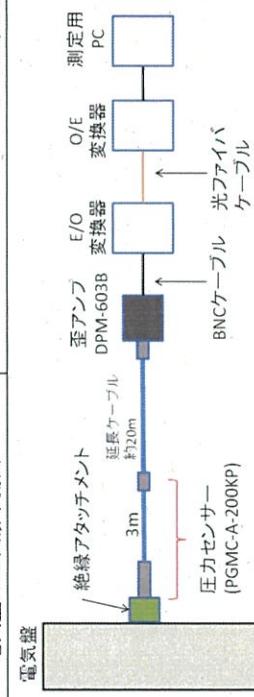
(2) M/C (D/G) 試験の電気盤内圧



別表1 M/C (DG) 試験と先行 M/C 試験の相違点について (1/3)

試験盤	M/C (DG) 試験		先行 M/C 試験	
	試験盤③	試験盤①	試験盤②	試験盤④
非耐震 6.9 kV	非耐震 7.2 kV	耐震 7.2 kV		
試験番号: 93				
対象機器				
相 数	三相			
試験周波数	50 Hz			
試験電圧	6.9 kV	6.9 kV	8.0 kV	
試験電流	5.0 kA	18.9 kA	40.0 kA	
発弧箇所	遮断器室 ケーブル室または遮断器室			

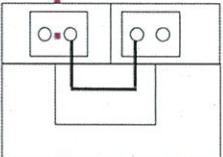
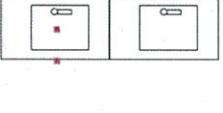
別表1 M/C(DG) 試験と先行M/C試験の相違点について (2/3)

試験盤	M/C(DG) 試験		先行M/C試験
	試験盤③	試験盤①	
遮断器室内※1	 	 	試験盤② ・天板(ケーブル引込口部) ・上下段遮断器室間の仕切り板の隙間 ・外れた天板、外れた仕切り板、 変形した扉・側板
開口部等による高温ガスの主な放出経路※1	・通気口 ・遮断器室-母線室間の仕切り板の隙間 (盤の変形はほとんど見られず) 	・扉と盤筐体との隙間 ・上下段遮断器室間の仕切り板の隙間 ・外れた天板、変形した扉・側板  	・天板(ケーブル引込口部) ・上下段遮断器室間の仕切り板の隙間 ・外れた天板、外れた仕切り板、 変形した扉・側板
電気盤内の主要圧力測定箇所※2	電気盤の正面扉、側面 発弧箇所を有する 電気盤の正面扉、側面	正面扉、側面、背面 発弧箇所を有する 電気盤の正面扉、側面	正面扉、側面、背面 発弧箇所を有する電気盤の 正面扉、側面、背面
			※絶縁アタッチメントについては、電源盤内の 側板、正面扉に取り付けおり、盤内部の 圧力が測定できるよう盤裏表面からぬじ込み取 り付けている。
	ひずみゲージ方式、定格容量:200kPa(精度:±1.5%RO以内※3) サンプリング時間:20μs以上		

※1, 2:開口部箇所(高温ガス放出経路含む)、圧力測定箇所については次項参照。

※3:センサーメーカーからログでは、±1.5%RO以内となっているものの、M/C(DG)試験データにおいて、公開文献「公益財団法人日本適合性認定協会「JAB NOTE 4 不確かさの求め方(電気試験／大電力試験分野)」JAB RI504:2013」に基づき不確かさを算出したところ、3%程度であり、2.89～3.07の間に真値が存在する。

別表1 M/C (D/G) 試験と先行M/C試験の相違点について (3/3)

試験盤	M/C(DG)試験		先行M/C試験	
	試験盤③	試験盤①	試験盤②	
開口箇所 (イメージ図)				
電気盤内の主な圧力測定 箇所 (イメージ図)			<ul style="list-style-type: none"> ▪ 圧力測定箇所(正面、側面) 	正面 側面
			<ul style="list-style-type: none"> ▪ 圧力測定箇所(正面、側面) 	正面 側面
				※発弧位置が正面左上段の 遮断器の場合 ※発弧位置が正面左上段の遮断器の場合

添付資料一 2

火災感知設備及び消火設備の配置について

伊方 3 号機の HEAF 対策対象盤が設置される安全補機開閉器室の火災感知設備及び消火設備の配置（断面図）の概要を図 1 に示す。安全補機開閉器室は、床面から天井までの高さが 6.0m であり、M/C の高さは 2.1m、P/C の高さは 2.3m、C/C の高さは 2.6m であることに対して、火災感知器は天井に設置されることから、最短でも 3.4m の離隔距離がある。このため、NUREG に記載された ZOI である鉛直方向 1.5m の範囲内に火災感知器はない。

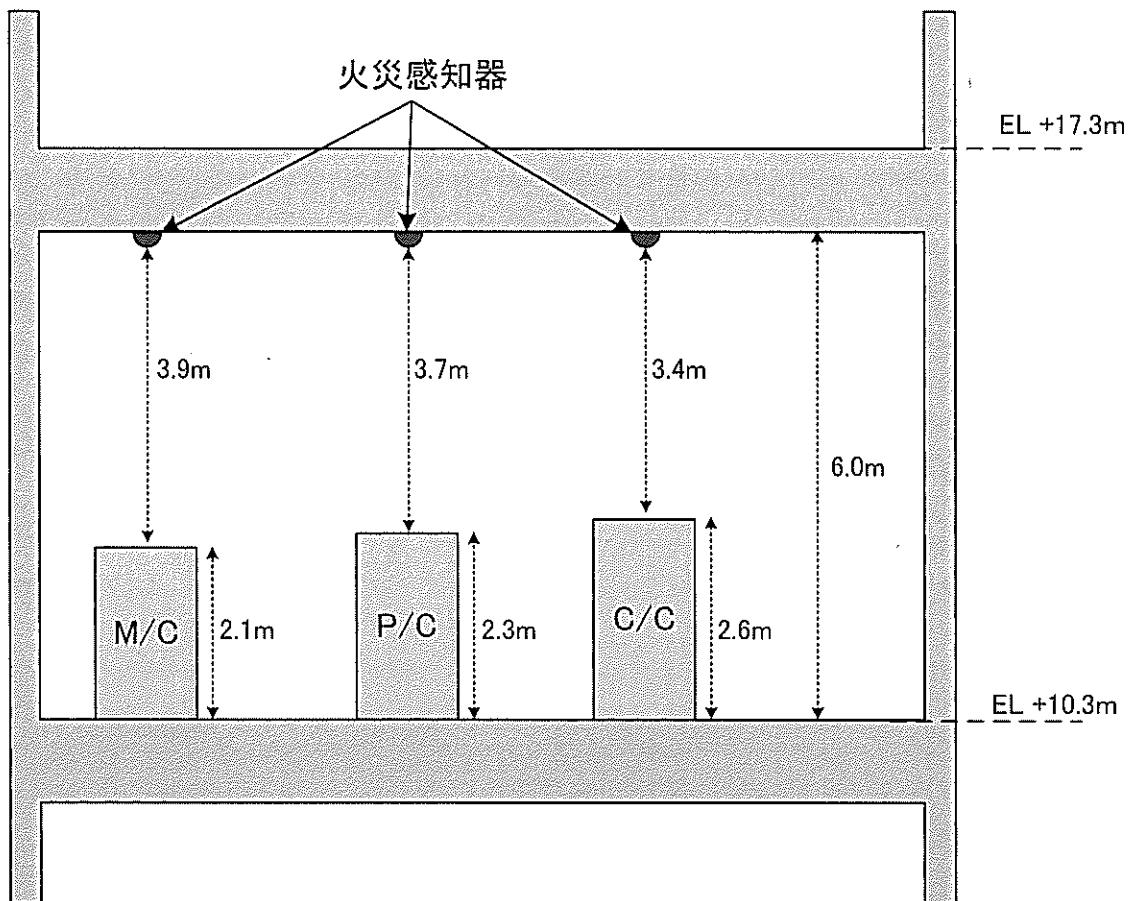


図 1 伊方 3 号機 火災感知設備及び消火設備の配置（断面図）の概要図

50 保護リレー追加を踏まえた非常用ディーゼル発電機の設計上の考慮について

1. 概 要

非常用ディーゼル発電機は、設置許可基準規則第12条及びその解釈並びに技術基準規則の第14条、15条及びその解釈で要求される「多重性、多様性及び位置的分散」、「悪影響防止」、「環境条件等」に関する基準に適合した設計となっている。

今回の50保護リレー追設については、上記の非常用ディーゼル発電機の基準適合性に影響を及ぼさない設計とする。

2. 非常用ディーゼル発電機に対する設計上の考慮について

(1) 非常用ディーゼル発電機に対する設計

非常用ディーゼル発電機は、「多重性、多様性及び位置的分散」、「悪影響防止」及び「環境条件等」の要求を踏まえ、以下のとおりの設計としている。

- ・十分高い信頼性を確保し、かつ維持しうる設計とする。また、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の単一故障、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかが発生した場合で、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できるよう、多重性及び独立性を持つ設計とする。
- ・他の設備から悪影響を受け、安全性を損なわないよう、配置上の考慮及び多重性を考慮する設計とする。
- ・付属する設備は、蒸気タービン、発電機及び内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なうことのない設計とする。
- ・地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに外部人為事象による他設備からの悪影響により、非常用ディーゼル発電機の安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。

(2) 50 保護リレー追設についての設計上の考慮について

今回の50保護リレー追設は、既工認で認可された(1)の設計に係る非常用ディーゼル発電機(MS-1)の基準適合性に影響を与えない設計とする。

具体的には、50保護リレーが非常用ディーゼル発電機に波及的影響を及ぼさないように、50保護リレーについて以下のとおり設計する。

- ・非常用ディーゼル発電機の多重性及び独立性に影響を及ぼさないように、50保護リレーは既設の保護リレーと同様に、ディーゼル発電機制御盤内に設置する。
- ・「地震」に対しては、50保護リレーをディーゼル発電機制御盤内に設置し、耐震Sクラスの構造

強度を有する設計とする。具体的には、今回設置する 50 保護リレーは、耐震 S クラスであるディーゼル発電機制御盤の既設の保護リレーと同じ方法で盤内に取り付け固定することで、50 保護リレーが地震時に落下・脱落しない設計とする。また、ディーゼル発電機制御盤の評価用加速度を上回る機能確認済加速度を有した 50 保護リレーを設置することで、地震によって 50 保護リレーが機能喪失することはない。

- ・「津波、外部衝撃、火災、蒸気タービン・発電機等の損壊に伴う飛散物」に対しては、50 保護リレーを既工認において基準適合性が確認されているディーゼル発電機制御盤内に設置することで、悪影響を及ぼさない設計とする。
- ・「溢水」に対しては、50 保護リレーをディーゼル発電機制御盤内の溢水による機能喪失高さより上に配置することで、悪影響を及ぼさない設計とする。
- ・「電気系統」の観点で 50 保護リレー追設が非常用ディーゼル発電機に悪影響を及ぼさないように、50 保護リレーは非常用電源系から受電し、保護リレー単独でも保守管理が可能な設計とする。

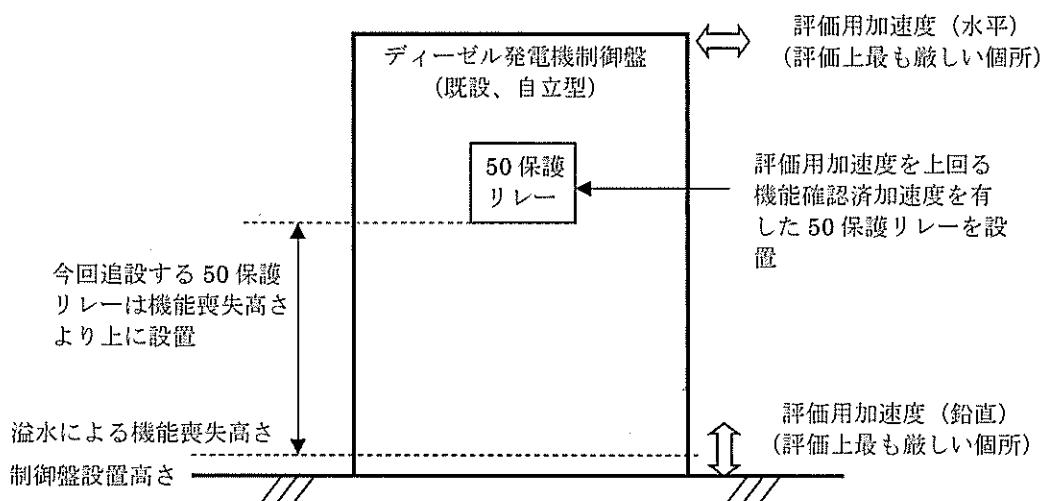


図 1 ディーゼル発電機制御盤内の 50 保護リレー設置イメージ

表 1 評価用加速度（参考）

評価用加速度（水平） ($\times 9.8m/s^2$)	評価用加速度（鉛直） ($\times 9.8m/s^2$)
2.82	0.46

表 2 溢水による機能喪失高さ（参考）

ディーゼル発電機 制御盤設置高さ	溢水による機能喪失高さ
A,B : EL. 10.33m	A : EL. 10.37m B : EL. 10.37m

(3) 50 保護リレー故障による悪影響に対する設計上の考慮

50 保護リレーについては、設置許可基準規則第 12 条第 1 項及びその解釈、並びに設置許可添付書類八の設計方針に基づき、非常用ディーゼル発電機と分離及び隔離する必要がある。

【設置許可基準規則 第 12 条第 1 項】

安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。

【設置許可基準規則の解釈 第 12 条】

第 1 項に規定する「安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもの」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」による。ここで、当該指針における「安全機能を有する構築物、系統及び機器」は本規定の「安全施設」に読み替える。

【発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針】

IV. 分類の適用の原則

3. 分離及び隔離の原則

安全機能を有する構築物、系統又は機器は、これら二つ以上のものの間において、又は安全機能を有しないものとの間において、その一方の運転又は故障等により、同位ないし上位の重要度を有する他方に期待される安全機能が阻害され、もって原子炉施設の安全が損なわれることのないように、機能的隔離及び物理的分離を適切に考慮しなければならない。

【設置許可 添付書類八】(伊方 3 号機の例)

1.3 安全機能の重要度分類

1.3.2 分類の適用の原則

(3) 安全機能を有する構築物、系統又は機器は、これら 2 つ以上のものの間において、又は安全機能を有しないものとの間において、その一方の運転又は故障等により、同位ないし上位の重要度を有する他方に期待される安全機能が阻害され、もって発電用原子炉施設の安全が損なわれることのないように、機能的隔離及び物理的分離を適切に考慮する。

(4) 重要度の異なる構築物、系統又は機器を接続するときは、下位の重要度のものに上位の重要度のものと同等の設計上の要求を課すか、又は上位の重要度のものと同等の隔離装置等によって、下位の重要度のものの故障等により上位の重要度のものの安全機能が損なわれないように、適切な機能的隔離が行われるよう考慮する。

ただし、本申請では、50 保護リレーは、非常用ディーゼル発電機の保護を目的としており、常に非常用ディーゼル発電機と接続している必要があるため、50 保護リレーの故障によって非常用ディーゼル発電機の安全機能の遂行が阻害されることがないように、以下の運転管理、保守管理による対応を行うものとする。なお、これらは保安規定に定める運転管理、保守管理に従い実施するものであり、今回の 50 保護リレーの設置に伴い変更するものではない。

① 運転管理による対応

当該保護リレーは、運転員が監視、巡視点検、運転操作、警報発信時の対応、故障時の対応、定期的な試験・確認等を実施する。具体的には、当該保護リレーには自己診断機能が備わっており、異常があった場合には故障警報を発信するため、運転員は中央制御室において、状態監視を行うとともに保安規定第13条に定める巡視点検時に目視で異常有無を確認する。

また、運転員が警報発信等により、当該保護リレーの点検、復旧が必要な状態を発見した場合は、速やかに設備主管箇所へ連絡する。

② 保守管理による対応

設備主管箇所は、保安規定第119条により、当該保護リレーの点検計画を策定し、計画的に点検を実施することで設備の健全性を維持する。

また、運転員から当該保護リレーの点検、復旧依頼があった場合は、速やかに復旧作業を開始する。当該保護リレーの復旧は、CT回路を短絡させ、リレーケースを引き抜くことで保護リレー単独で取替えることができる。復旧後は、非常用ディーゼル発電機停止信号をリセットし、非常用ディーゼル発電機を再起動することができる。

上記の運転管理及び保守管理に係る業務は、保安規定第3条の品質保証計画に基づく社内規定にしたがって実施することで、今回追設する50保護リレーの健全性を維持するとともに、異常の早期発見及び早期復旧に努め、偶発故障（悪影響）に対応する。

伊方発電所原子炉施設保安規定（抜粋）（参考）

（巡視点検）

第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第106条第1項で定める区域および本条第3項で定める設備を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。

(1) 原子炉冷却系統施設

(2) 制御材駆動設備

(3) 電源、給排水および排気施設

2 当直長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第106条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内および第106条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く）は、一定期間^{*1}毎に巡視し、点検を行う。

3 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備について一定期間^{*1}毎に巡視し、点検を行う。

※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。

また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎に実施する。

（保守管理計画）

第119条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。

—中略—

8. 保全の実施

(1) 組織は、7.で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。

(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。

a. 工事計画

b. 設計管理

c. 調達管理

d. 工事管理

(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。

3. まとめ

50保護リレーはディーゼル発電機制御盤内に設置することで非常用ディーゼル発電機の悪影響防止、環境条件等に対する基準適合性に影響がないように設計しており、運転管理面及び保守管理面の対応により、50保護リレーの故障（悪影響）によって非常用ディーゼル発電機の安全機能の遂行が阻害されることがない設計としている。

50 保護リレーに対する安全重要度分類の考え方について

1. 概要

今回追加する 50 保護リレーに対する安全重要度分類上の安全機能を有する設備であるかを整理した。

2. 安全機能の有無について

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定）」（以下、「重要度分類指針」という。）によると、表 1 に示すとおり、非常用所内電源系の重要度は MS-1 と整理されている。

表 1 重要度分類指針 付表（抜粋）

分類	異常影響緩和系						備考
	定義	機能	構築物、系統又は機器（PWR）	特記すべき関連系（PWR）	構築物、系統又は機器（BWR）	特記すべき関連系（BWR）	
MS-1	5) 炉心冷却機能	非常用炉心冷却系（低圧注入系、高圧注入系、蓄圧注入系）			非常用炉心冷却系（低圧炉心スプレイ系、低圧注入水系、高圧炉心スプレイ系、自動減圧系）		
		6) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	原子炉格納容器、アニュラス、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ系、アニュラス空気再循環設備、安全補機室空気浄化系、可燃性ガス濃度制御系	原子炉格納容器排気筒	原子炉格納容器、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ冷却系、原子炉建屋、非常用ガス処理系、非常用再循環ガス処理系、可燃性ガス濃度制御系	排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能）	
	2) 安全上必須なその他の構築物、系統及び機器	1) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	安全保護系		安全保護系		
		2) 安全上特に重要な関連機能	非常用所内電源系、制御室及びその遮へい・換気空調系・原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系、直流水源系、制御用圧縮空気設備（いずれも、MS-1 関連のもの）	ディーゼル発電機燃料輸送系、ディーゼル冷却系、取水設備（屋外トレンチを含む。）	非常用所内電源系、制御室及びその遮へい・非常用換気空調系、非常用補機冷却水系、直流水源系（いずれも、MS-1 関連のもの）	ディーゼル発電機燃料輸送系、ディーゼル冷却系、取水設備（屋外トレンチを含む。）	

今回追加する 50 保護リレーは、非常用ディーゼル発電機の過電流等を検出する既設の保護リレーと同様に、非常用所内電源系に附属する設備である。

ここで、設置許可基準規則第二条第1項第五号によると、「安全機能」とは、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能であって、次に掲げるものとある。

- (1) その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能
- (2) 発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能

また、設置許可基準規則第十二条（安全施設）の解釈によると、「安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもの」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」によるとある。

重要度分類指針の解説では、以下のとおり整理されている。

(重要度分類指針抜粋)

しかしながら、所要の安全機能は、当該系のみで単独に果たせるとは限らない。ECCSの場合には、起動信号を発生する安全保護系、^①動力を供給する電源系（非常用所内電源系を含む。）、機器を冷却する補機冷却系等を始めとし、その信頼性を担保し、監視するための計装、試験用設備、機器の据付けの基礎、支持物、系統を収容する建屋とその換気空調系等が、程度の差はあっても必要である。このように、当該系が機能を果たすのに直接、間接に必要な構築物、系統及び機器を、本指針においては「関連系」と呼んでいる。

なお、上記の定義により、本来関連系として位置付けられるべきものであっても、その支援対象が広いものについては、それ自身を当該系と位置付ける。例えば、本指針第2表のMS-1の「安全上必須なその他の構築物、手続及び機器」がその例である。

②これ以外の関連系は、2種に大別して、当該系の機能遂行に直接必要となる関連系及びそれ以外の関連系とし、前者については当該系と同位の重要度を有するものとみなし、また、後者については当該系より下位の重要度を有するものとみなすこととする。ただし、後者の関連系で当該系がクラス3のものは、安全に関連する機能を有することから、クラス3であるとみなすこととする。

上記文中実線下線部①の記載から、「安全上必須なその他の構築物、系統及び機器」である非常用所内電源系は当該系ではなく本来は関連系である。また、同文中破線下線部②の記載から、それ以外の関連系は直接関連系または間接関連系と整理される。

この整理を踏まえると、非常用所内電源系の附属設備としての50保護リレーは、電気事故による過電流を検出し、電気事故範囲を限定するために遮断器を開放するなどの安全性を確保するための設備であるが、非常用所内電源系の機能遂行または機能維持に不可欠なものではないことから、非常用所内電源系には含まれず、直接関連系、間接関連系のいずれにも該当しない。

したがって、HEAF対策として今回追加する50保護リレーは、安全機能を有していない機器として整理する。

以上